第2回川口市市民投票条例策定委員会次第

日 時 : 平成24年2月28日(火)午後6時30分から

場 所: 西公民館 会議室3号

- 1 傍聴について
- 2 開 会
- 3 議 事
 - ・素案について
 - ・今後の予定について
- 4 その他
- 5 閉 会

川口市市民投票条例策定における検討事項

— 川口市自治基本条例(平成21年条例第6号) ------------

(市民投票)

- 第30条 市長は、市内に住所を有する市民若しくは議会から請求があったとき、又は自ら必要があると判断したときは、市政に関する特に重要な事項について市民の意思を確認するため、市民投票を実施する。
- 2 市は、市民投票の結果を尊重しなければならない。
- 3 <u>市民投票に付することができる事項、市民投票を請求する場合の要件、投票権を有する者の資格、投票及び開票の方法その他市民投票の実施に関し必要な事項</u>は、別に条例で定める。

自治基本条例第30条第3項の	主な事項	検討区分
規定による事項の区分		
市民投票に付することができる 事項	・投票の対象となる事項 ・投票の対象から除外される事項	重要項目
市民投票を請求する場合の要件	・請求資格者の範囲・請求、発議の要件・議会への協議・請求の制限	重要項目
投票権を有する者の資格	・投票資格者の範囲	重要項目
投票及び開票の方法	・投票の形式・投票の期日・同日選挙の可否・投票の方法・無効投票	重要項目
	・情報の提供 ・投票運動 ・成立要件 ・成立しない場合の開票の有無 ・結果の尊重	重要項目
その他市民投票の実施に関し必要な事項	・条例の趣旨 ・市民投票の執行者 ・投票資格者名簿の調製 ・投票所の設置 ・投票資格者名簿への登録 ・投票できない者 ・投票所における投票 ・開票所の設置 ・投票結果の告示 ・投票結果の通知 ・公職選挙法等の準用 ・規則への委任	重要項目以外の項目

川口市市民投票条例素案の構成

条名	見出し	区分			
第 1 条	趣旨				
第 2 条	市民投票に付することができる事項	重要項目			
第 3 条	投票資格者	重要項目			
第 4 条	市民投票の請求等	重要項目			
第 5 条	市民投票の形式	重要項目			
第 6 条	市民投票の執行				
第 7 条	投票資格者名簿の調製等				
第 8 条	市民投票の期日	重要項目			
第 9 条	投票所等				
第10条	投票資格者名簿の登録及び投票				
第11条	投票資格者でない者の投票				
第12条	投票所においての投票				
第13条	投票の方法 重要項目				
第14条	無効投票 重要項目				
第 1 5 条	情報の提供	情報の提供 重要項目			
第16条	投票運動	重要項目			
第 1 7 条	開票所等				
第18条	市民投票の成立要件等	重要項目			
第19条	投票結果の告示等				
第20条	結果の尊重	重要項目			
第21条	市民等請求及び市長発議の制限期間 重要項目				
第22条	投票及び開票				
第23条	規則への委任				

川口市市民投票条例素案

(趣旨)

- 第1条 この条例は、川口市自治基本条例(平成21年条例第6号。以下「自治基本条例」という。)第30条第3項の規定に基づき、市民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。
- (市民投票に付することができる事項)
- 第2条 市民投票に付することができる市政に関する特に重要な事項(以下「重要事項」という。) は、本市の自治(自治基本条例第2条第3号に規定する自治をいう。)の実現に重大な影響を与える事項であって、市民に直接その賛成又は反対を問う必要があるものとする。ただし、次の各号に掲げる事項を除く。
 - (1)市の権限に属さない事項
 - (2)法令の規定に基づいて投票を行うことができる事項
 - (3) 専ら特定の市民又は地域に関する事項
 - (4)市の組織、人事又は財務に関する事項
 - (5)地方税及び保険料の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する事項
- (6)前各号に掲げるもののほか、市民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項 (投票資格者)
- 第3条 市民投票の投票権を有する者(以下「投票資格者」という。)は、公職選挙法(昭和25年 法律第100号)第9条第2項に規定する川口市の議会の議員及び長の選挙権を有する者とする。 ただし、公職選挙法第11条第1項若しくは第252条、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第28条又は地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成13年法律第147号)第17条第1項から第3項までの規定により選挙権を有しない者については、投票の資格を有しないものとする。

(市民投票の請求等)

- 第4条 投票資格者は、重要事項について、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、市民投票を発議し、その代表者から、市長に対し市民投票の実施を請求することができる。この場合において、署名に関する手続等は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第6項から第9項まで、第74条の2第1項から第6項まで及び第74条の3第1項から第3項までの規定の例によるものとする。
- 2 市議会は、重要事項について、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により、市民投票を発議し、市長に対し、市民投票の実施を請求することができる。
- 3 市長は、重要事項について、自ら市民投票を発議し、市民投票を実施することができる。
- 4 市長は、第1項の規定による市民からの請求(以下「市民請求」という。)又は第2項の規定に

よる議会からの請求(以下「議会請求」という。)があったときは、その請求の内容が第2条の各 号の規定に該当する場合を除き、市民投票を実施しなければならない。

5 市長は、市民請求若しくは議会請求があったとき、又は第3項の規定により自ら市民投票を実施 (以下「市長発議」という。)するときは、直ちにその要旨を公表するとともに、川口市選挙管理 委員会(以下「選挙管理委員会」という。)にその旨を通知しなければならない。

(市民投票の形式)

第5条 市民投票に付する事項は、二者択一で賛否を問う形式のものでなければならない。

(市民投票の執行)

第6条 市民投票は、市長が執行するものとする。

2 市長は、地方自治法第180条の2の規定に基づき、その権限に属する市民投票の管理及び執行 に関する事務を選挙管理委員会に委任するものとする。

(投票資格者名簿の調製等)

第7条 選挙管理委員会は、投票資格者について、投票資格者名簿を調製するものとする。

2 選挙管理委員会は、前項の投票資格者名簿の調製について、公職選挙法第19条から第30条までに規定する選挙人名簿の調製をもってこれに代えることができる。この場合において、同法第27条第1項に規定する表示をなされた者は、投票資格者名簿に登録されていないものとみなす。

(市民投票の期日)

- 第8条 市民投票の期日(以下「投票日」という。)は、第4条第5項の規定による通知のあった日から起算して30日を経過した日から90日を超えない範囲内で、選挙管理委員会が定め、公表するものとする。ただし、当該投票日に衆議院議員若しくは参議院議員の選挙、埼玉県の議会の議員若しくは長の選挙又は市の議会の議員若しくは長の選挙が行われるときその他選挙管理委員会が特に必要があると認めるときは、当該投票日を変更することができる。
- 2 選挙管理委員会は、前項の規定により投票日を定めたとき又は変更したときは、当該投票日その他規則で定める事項を当該投票日の7日前までに告示しなければならない。

(投票所等)

- 第9条 投票所及び第13条第4項に規定する期日前投票の投票所(以下「期日前投票所」という。)は、選挙管理委員会の指定した場所に設ける。
- 2 選挙管理委員会は、投票所にあっては投票日の5日前までに、期日前投票所にあっては前条第2 項の規定による告示の日(以下「告示日」という。)にその場所を告示しなければならない。

(投票資格者名簿の登録及び投票)

第10条 投票資格者名簿に登録されていない者は、投票をすることができない。ただし、市民投票と同時に公職選挙法の規定に基づく選挙が行われた場合において、同法第42条第1項ただし書の規定により投票した者(その投票した日において市の区域内に住所を有している者に限る。)については、当該市民投票の投票をすることができる。

2 投票資格者名簿に登録された者であっても投票資格者名簿に登録されることができない者である ときは、投票をすることができない。

(投票資格者でない者の投票)

第11条 投票の当日又は期日前投票の日において投票資格者でない者は、投票をすることができない。

(投票所においての投票)

第12条 市民投票の投票を行う投票資格者(以下「投票人」という。)は、投票の当日、自ら投票 所に行き、投票資格者名簿の抄本の対照を経て、投票をしなければならない。

(投票の方法)

- 第13条 市民投票は、1人1票の投票とし、秘密投票とする。
- 2 投票人は、投票用紙の二つの選択肢から一つを選択し、所定の欄に自ら の記号を記載しなけれ ばならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、身体の故障その他の理由により、自ら投票用紙の所定の欄に の記号 を記載することができない投票人は、代理投票をすることができる。
- 4 投票人は、前条の規定にかかわらず、規則で定めるところにより期日前投票又は不在者投票を行うことができる。

(無効投票)

- 第14条 次に掲げる投票は、無効とする。
 - (1)所定の用紙を用いないもの
 - (2) の記号以外の事項を記載したもの
 - (3) の記号のほか、他事を記載したもの
 - (4) の記号を投票用紙の二つの選択肢の欄に記載したもの
 - (5) の記号を投票用紙のいずれの選択肢の欄に記載したのか判別し難いもの
 - (6)白紙投票

(情報の提供)

- 第15条 選挙管理委員会は、告示日から投票日の2日前までに、市民請求若しくは議会請求又は市 長発議の内容の趣旨及び第8条第2項に規定する告示の内容その他市民投票の実施に関し必要な情 報を広報その他適当な方法により、投票資格者に対して提供しなければならない。
- 2 市長は、告示日から投票日の前日までの間、市民請求若しくは議会請求又は市長発議の内容を記載した文書の写し及び市民請求若しくは議会請求又は市長発議の事項に係る計画案その他行政上の資料を一般の縦覧に供しなければならない。ただし、川口市情報公開条例(平成12年条例第49号)第7条に規定する非公開情報に該当するものについては、この限りでない。
- 3 市長は、前項の規定による情報の提供に際しては、中立性の保持に留意し、公平に扱わなければ ならない。

(投票運動)

第16条 市民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、強迫等投票資格者の意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはならない。

(開票所等)

- 第17条 開票所は、選挙管理委員会の指定した場所に設ける。
- 2 選挙管理委員会は、あらかじめ開票の場所及び日時を告示しなければならない。

(市民投票の成立要件等)

- 第18条 市民投票は、一の事項について投票した者の総数が当該市民投票の投票資格者数の過半数 に達しないときは、成立しないものとする。この場合においては、開票作業その他の作業は行わない。
- 2 市民投票の結果は、有効投票総数の過半数をもって決する。

(投票結果の告示等)

- 第19条 選挙管理委員会は、前条の規定により市民投票が成立しなかったとき又は市民投票が成立 し、投票結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、当該告示の内容を市長に報告し なければならない。
- 2 市長は、市民請求又は議会請求に係る市民投票について、前項の規定による報告があったときは、 その内容を直ちに当該市民請求に係る代表者又は市の議会議長に通知しなければならない。

(結果の尊重)

第20条 議会及び市長その他の執行機関は、市民投票の結果を尊重しなければならない。

(市民等請求及び市長発議の制限期間)

第21条 この条例による市民投票が実施された場合(第18条第1項の規定により市民投票が成立しなかった場合を除く。)には、その結果が告示された日から2年が経過するまでの間は、同一の事項又は実質的に同一と認められる事項について市民請求若しくは議会請求又は市長発議を行うことはできないものとする。

(投票及び開票)

第22条 前条までに定めるもののほか、投票時間、投票場所、投票立会人、開票時間、開票場所、 開票立会人、期日前投票、不在者投票その他市民投票の投票及び開票に関しては、公職選挙法、公 職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)及び公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13 号)の規定に基づき行われる市の議会の議員及び長の選挙の例による。

(規則への委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、市民投票の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

川口市市民投票条例策定における重要項目①

検討事項	条 例 素 案
重要項目 「市民投票に付すること ができる事項」 ・投票の対象事項 ・投票の除外事項	(市民投票に付することができる事項) 第2条 市民投票に付することができる市政に関する特に重要な事項(以下「重要事項」という。)は、本市の自治(自治基本条例第2条第3号に規定する自治をいう。)の実現に重大な影響を与える事項であって、市民に直接その賛成又は反対を問う必要があるものとする。ただし、次の各号に掲げる事項を除く。 (1)市の権限に属さない事項 (2)法令の規定に基づいて投票を行うことができる事項 (3)専ら特定の市民又は地域に関する事項 (4)市の組織、人事又は財務に関する事項 (5)地方税及び保険料の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する事項 (6)前各号に掲げるもののほか、市民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項

川口市市民投票条例策定における重要項目②

検討事項	条	例	素	案	
重要項目 「市民投票を請求する場合の要件」 ・請求資格者の範囲 ・発議の要件 ・議会への協議 ・請求の制限	(市民投票の請求等) 第4条 投票資格者は、重要事項について 発議し、その代表者から、市長に対して 署名に関する手頭から第6項まで する。 2 市議員の 1 出席議員の 2 市議員の 2 市議員の 2 市議員の 3 市長は、重要事項について、議員の 3 市長は、第1項の規定に「議会計算 5 市長は、第1項の規定下「表議」 5 市長は、第1項の規定下「表議」 5 市長は、第1項の規定下「表議」 5 市長は、第1項の規定下「表議」 5 市長は、第1項の規定下「表議」 5 市長は、第1項の規定下「表表」 7 (以下「表表」という。 7 (以下「選挙管理委員会」という。 8 (市民等請求ない)という 6 (市民等請定の条例による) 7 (市民等請定の条例による) 8 (市民等語である。) 8 (市民等語である。)) 9 (市民等語である。))	に 田邦 定票 投のい実あ直そ さが 投24 の発 要請う施たに旨 た示 の発 を求。しとに旨 た示 がまます。 がまますがある。 がまますがある。 がまますがある。 がまますがある。 は 発())なきできる。 は 発())なきできる。 は できる。	実法)(として議人がけての通べ合うに、一つでははいいのでであれて、アラボはいのでである。 したのではい はい 第日請り はい	求するまとが条まで、 で等)第3項をより、 で等)第3項をより、 で等)ののでは、 で等)のでは、 で等)のでは、 で等)のでは、 で等)のでは、 で等)のでは、 で等)のでは、 で等)のでは、 でのでは、 でのできますが、 でのでは、 でいる。 でい。 でいる。 でい	る。この場合において、 6項から第9項まで、の 7規定の例によるもの力 規定の例によるもの 時でよる。 1、大変を でででででででででででででででででででででででででででででででででででで

川口市市民投票条例策定における重要項目③

検討事項	条 例 素 案
重要項目 「投票権を有する者の資格」 ・投票資格者の範囲	(投票資格者) 第3条 市民投票の投票権を有する者(以下「投票資格者」という。)は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第9条第2項に規定する川口市の議会の議員及び長の選挙権を有する者とする。ただし、公職選挙法第11条第1項若しくは第252条、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第28条又は地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成13年法律第147号)第17条第1項から第3項までの規定により選挙権を有しない者については、投票の資格を有しないものとする。

川口市市民投票条例策定における重要項目④

検討事項	条 例 素 案
検討事項 重要項目	(市民投票の形式) 第5条 市民投票に付する事項は、二者択一で賛否を問う形式のものでなければならない。 (市民投票の期日) 第8条 市民投票の期日(以下「投票日」という。)は、第4条第5項の規定による通知のあった日から起算して30日を経過した日から90日を超えない範囲内で、選挙管理委員会が定め、公表するものとする。ただし、当該投票日に衆議院議員若しくは参議院議員の選挙、埼玉県の議会の議員若しくは長の選挙又は市の議会の議員若しくは長の選挙が行われるときその他選挙管理委員会が特に必要があると認めるときは、当該投票日を変更することができる。 2 選挙管理委員会は、前項の規定により投票日を定めたとき又は変更したときは、当該投票日その他
・投票及び開票の方法」 ・投票の形式 ・投票の期日 ・同日選挙 ・投票の方法 ・無効投票	規則で定める事項を当該投票日の7日前までに告示しなければならない。 (投票の方法) 第13条 市民投票は、1人1票の投票とし、秘密投票とする。 2 投票人は、投票用紙の二つの選択肢から一つを選択し、所定の欄に自ら の記号を記載しなければならない。 3 前項の規定にかかわらず、身体の故障その他の理由により、自ら投票用紙の所定の欄に の記号を記載することができない投票人は、代理投票をすることができる。 4 投票人は、前条の規定にかかわらず、規則で定めるところにより期日前投票又は不在者投票を行うことができる。
	(無効投票) 第14条 次に掲げる投票は、無効とする。 (1)所定の用紙を用いないもの (2) の記号以外の事項を記載したもの (3) の記号のほか、他事を記載したもの (4) の記号を投票用紙の二つの選択肢の欄に記載したもの (5) の記号を投票用紙のいずれの選択肢の欄に記載したのか判別し難いもの (6)白紙投票

川口市市民投票条例策定における重要項目⑤

検討事項	条		例	素	案
重要項目 「その他市民投票の実施に関し必要な事項」 ・情報の提供 ・投票運動 ・成立要件 ・開票の有無 ・結果の尊重	発議の内容の趣旨及び第8条第2項に を広報その他適当な方法により、投票 2 市長は、告示日から投票日の前日ま した文書の写し及び市民請求若しくに 料を一般の縦覧に供しなければならな 第7条に規定する非公開情報に該当す 3 市長は、前項の規定による情報の提 らない。 (投票運動) 第16条 市民投票に関する投票運動は され、又は不当に干渉されるものであ (市民投票の成立要件等) 第18条 市民投票は、一の事項につい	規資で議いる供 、っ てる過 反格の気。もに 自て 投。半	では、またの際 由は 票こ数をおります。 は、すだにし とな しのをもしのを た場も まんしつて まん たりまん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かん	示 で は 川て 、	、くは議会請求又は市長発議の内容を記載議の事項に係る計画案その他行政上の資情報公開条例(平成12年条例第49号)この限りでない。 この保持に留意し、公平に扱わなければない、買収、強迫等投票資格者の意思が拘束が当該市民投票の投票資格者数の過半数にでは、開票作業その他の作業は行わない。

川口市市民投票条例策定における重要項目以外の項目(1/2)

検討事項	条 例 素 案
・趣旨 ・市民投票の執行者 ・投票資格者名簿 ・投票所 ・名簿の登録	(趣旨) 第1条 この条例は、川口市自治基本条例(平成21年条例第6号。以下「自治基本条例」という。)第30条第3項の規定に基づき、市民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。 (市民投票の執行) 第6条 市民投票は、市長が執行するものとする。 2 市長は、地方自治法第180条の2の規定に基づき、その権限に属する市民投票の管理及び執行に関する事務を選挙管理委員会に委任するものとする。 (投票資格者名簿の調製等) 第7条 選挙管理委員会は、投票資格者について、投票資格者名簿を調製するものとする。 2 選挙管理委員会は、前項の投票資格者名簿の調製について、公職選挙法第19条から第30条までに規定する選挙人名簿の調製をもってこれに代えることができる。この場合において、同法第27条第1項に規定する表示をなされた者は、投票資格者名簿に登録されていないものとみなす。 (投票所等) 第9条 投票所及び第13条第4項に規定する期日前投票の投票所(以下「期日前投票所」という。)は、選挙管理委員会の指定した場所に設ける。 2 選挙管理委員会の指定した場所におっては投票日の5日前までに、期日前投票所にあっては前条第2項の規定による告示の日(以下「告示日」という。)にその場所を告示しなければならない。 (投票資格者名簿の登録されていない者は、投票をすることができない。ただし、市民投票と同時に公職選挙法の規定に基づく選挙が行われた場合において、同法第42条第1項ただし書の規定により投票した者(その投票した日において市の区域内に住所を有している者に限る。)については、当該市民投票の投票をすることができる。 2 投票資格者名簿に登録された者であっても投票資格者名簿に登録されることができない。ときは、投票をすることができない。

川口市市民投票条例策定における重要項目以外の項目(2/2)

検討事項	条 例 素 案
・投票ででで ・投票所等 ・開票の ・結果の ・結果の ・結果の ・規則へ ・規則へ ・規則へ ・規則へ	(投票資格者でない者の投票) 第11条 投票の当日又は期日前投票の日において投票資格者でない者は、投票をすることができない。 (投票所においての投票) 第12条 市民投票の投票を行う投票資格者(以下「投票人」という。)は、投票の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿の抄本の対照を経て、投票をしなければならない。 (開票所等) 第17条 開票所は、選挙管理委員会の指定した場所に設ける。 2 選挙管理委員会は、あらかじめ開票の場所及び日時を告示しなければならない。 (投票結果の告示等) 第19条 選挙管理委員会は、前条の規定により市民投票が成立しなかったとき又は市民投票が成立し、投票結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、当該告示の内容を市長に報告しなければならない。 2 市長は、市民請求又は議会請求に係る市民投票について、前項の規定による報告があったときは、その内容を直ちに当該市民請求に係る代表者又は市の議会議長に通知しなければならない。 (投票及び開票) 第22条 前条までに定めるもののほか、投票時間、投票場所、投票立会人、開票時間、開票場所、開票立会人、期日前投票、不在者投票その他市民投票の投票及び開票に関しては、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)及び公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13号)の規定に基づき行われる市の議会の議員及び長の選挙の例による。 (規則への委任)

川口市市民投票条例策定委員会 重要項目 「市民投票に付することができる事項」

1 市民投票に付することができる重要事項とは

(市民全体の)福祉に重大な影響を与える事項(4市)

OR.

OR.

(市民全体に直接の)利害関係を有する事項(5市) + 市民に直接(その賛成又は反対を)

問う必要があるもの(12市)

(市民全体に)重大な影響を及ぼす事項(4市)

(素案)本市の自治の実現に重大な影響を与える事項であって、市民に直接その賛成又は反対を問う必要があるもの

2 上記1から除外される事項

市の権限に属さない事項(11市)

法令の規定に基づいて投票を行うことができる事項(13市)

専ら特定の市民又は地域に関する事項(12市)

市の組織、人事又は財務に関する事項(12市)

地方税及び保険料の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する事項(3市)

市民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項(13市)

(素案) から まですべてを除外事項とする

()は、参考とした14市のうち、当該事項を規定している市の数(本市素案を含む)

川口市市民投票条例策定委員会 重要項目① 「市民投票に付することができる事項」

【趣旨】

市民投票に付することができる事項を定めるものです。市民投票の発議が行われる際には、案件が、本条の規定に適合することが必要となります。一般的には、市民投票に付すことができる事項を概括的に規定し、そのうち市民投票に付すことが適当でない事項を制限限定列挙しています。

(素案)

(市民投票に付することができる事項)

- 第2条 市民投票に付することができる市政に関する特に重要な事項(以下「重要事項」という。)は、本市の自治(自治基本条例第2条第3号に規定する自治をいう。)の実現に重大な影響を与える事項であって、市民に直接その賛成又は反対を問う必要があるものとする。ただし、次の各号に掲げる事項を除く。
 - (1)市の権限に属さない事項
 - (2)法令の規定に基づいて投票を行うことができる事項
 - (3)専ら特定の市民又は地域に関する事項
 - (4)市の組織、人事又は財務に関する事項
 - (5)地方税及び保険料の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する事項
 - (6)前各号に掲げるもののほか、市民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項

(概要)

自治基本条例は「本市における自治の実現」を目的としており、その「自治」については「市民が、市民として幸せに暮らせる地域社会を築くこと」と定義しています。

このことから、市民投票に付すことができる事項は、次の要件を満たすものとしています。

- ・市民が、市民として幸せに暮らせる地域社会を築くことに、重大な影響を与える事項
- ・住民に賛成又は反対を直接問う必要がある事項

また、次の事項は、市民投票に付すことが適当ではないとして、投票の対象から除外します。

- ・市の権限に属さない事項
- ・法令の規定に基づいて投票を行うことができる事項
- ・専ら特定の市民又は地域に関する事項
- ・市の組織、人事又は財務に関する事項
- ・地方税及び保険料の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する事項
- ・前各号に掲げるもののほか、市民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項

【検討事項 1 投票の対象となる事項】

常設型の市民投票条例は、市民の意思を確認する機会を確保する手段として設けられるものです。 市政運営における市民の意思の確認は、首長及び市議会議員の選挙からパブリックコメント、市 長への手紙などの簡易な方法まで、様々な機会が設けられています。

これらのことから、素案では、自治基本条例の目的が「本市における自治の実現」であること、 また、市民投票は様々な議論を経た後の最終的な意思の確認として、賛否を問う形式で行われることを想定したうえで規定しています。

(素案(関連箇所抜粋))

(市民投票に付することができる事項)

第2条 市民投票に付することができる市政に関する特に重要な事項(以下「重要事項」という。)は、本市の自治(自治基本条例第2条第3号に規定する自治をいう。)の実現に重大な影響を与える事項であって、住民に直接その賛成又は反対を問う必要があるものとする。~(略)

(具体的検討事項)

市民投票に付することができる市政に関する特に重要な事項を検討する。

・市政に関する特に重要な事項の定義を、どのように規定するか

(参考:他市の例)

他市の例では、市民投票は最終的な住民の意思の確認として行われることが想定されており、また実施には相当の負担が生じることから、対象事項は、住民が利害関係を有し、住民に重大な影響を及ぼすものに限定されています。

また、市の運営は間接民主制が基本であることから、市民投票はその例外として、直接住民の意思を問う必要があるものに限定されています。

このことから、他市においては一般的には、下記 、 、 の何れかと、 の組み合わせにより 規定されています。

(市民全体の)福祉に重大な影響を与える事項

「福祉」は、地方自治法第1条の2第1項に規定される「住民の福祉」と同義であり、住民が生活や活動において、あらゆる面(政治、経済、社会、家庭など)で物質的及び精神的利益を享受している状態を指します。

(市民全体に直接の)利害関係を有する事項

(市民全体に)重大な影響を及ぼす事項

市民に直接(その賛成又は反対を)問う必要があるもの

市名		そ の 他
川口市素案		本市の自治の実現に重大な影響を与える事項
富士見市		
広島市		
坂戸市		
豊中市		
川崎市		重大な意見の相違が認められる事項
高浜市		
桐生市		
山陽小野田市		
大和市		
防府市		
北広島市		市民全体に関わる事項
宮古市		
小諸市		

【検討事項2 投票の対象から除外される事項】

検討事項1により概括的に規定された市民投票に付すことができるとされる事項であっても、法令との兼ね合いなどにより、市民投票になじまないと考えられる事項もあることから、一般的には市民投票に付すことができない事項が規定されています。

素案では、市の権限に属さない事項を始めとして、法令との兼ね合い、適正に運用されることが難しい事項など5項目を制限限定列挙しています。さらに、現時点では想定することができない市民投票に付すことが適当でない事項にあらかじめ対応するため、その他の市民投票に付することが適当でないと認められる事項を加えています。

(素案(関連箇所抜粋))

(市民投票に付することができる事項)

第2条 ~(略)~

ただし、次の各号に掲げる事項を除く。

- (1)市の権限に属さない事項
- (2)法令の規定に基づいて投票を行うことができる事項
- (3)専ら特定の市民又は地域に関する事項
- (4)市の組織、人事又は財務に関する事項
- (5)地方税及び保険料の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する事項
- (6)前各号に掲げるもののほか、市民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項

(具体的検討事項)

市民投票の対象から除外する事項を検討する。

- ・条例に市民投票の対象から除外する事項を規定するか、規定しないか
- ・条例に除外する事項を規定するとした場合、どのような事項を規定(除外)するのか

(参考:他市の例)

市の権限に属さない事項

市の権限に属さない事項については、市民投票の結果を行政運営に反映することができないことから除外しています。ただし、市の意思表示として投票を認めている例もあります。 法令の規定に基づいて投票を行うことができる事項

既に法令により市民投票が行うことができる場合、署名者数などの基準が法令と異なることは、法律上の疑義が生じることから除外しています。

専ら特定の市民又は地域に関する事項

専ら特定の市民又は地域に関する事項については、少数の者の権利を侵害する恐れがある ことから除外しています。

市の組織、人事又は財務に関する事項

内部管理に属する事項は、全ての住民から賛否を問うような形式にはなじまないと考えられ、また、投票結果によっては行政事務の健全な執行に支障をきたす恐れがあることから除外しています。

地方税及び保険料の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する事項

地方自治法第74条第1項の規定による条例の直接請求から除外されていることから、同様に除外しています。

市民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項

現時点では想定することができない市民投票に付することが適当ではない事項にも対応することを考慮し、規定しています。

市名			そ	の	他
川口市素案					
富士見市					
広島市					
坂戸市					
豊中市			市の意思表	示として	はできる。
川崎市					
高浜市					
桐生市					
山陽小野田市					
大和市					
防府市			市の意思表	示として	はできる。
北広島市					_
宮古市				·	
小諸市				·	

川口市市民投票条例策定委員会開催予定

開催月日予定	回数	内容
2/14(火)	第1回	委嘱、講演(住民投票条例とは) 委員会の進め方
2/28(火)	第2回	条例素案の提示、内容説明
4/4(水)~6(金)	第3回	重要項目 「市民投票に付することができる事項」 ・対象事項、除外事項
4/23(月)~27(金)	第4回	重要項目 「投票権を有する者の資格」 ・投票資格者の範囲
5/7(月)~11(金)	第5回	重要項目 「市民投票を請求する場合の要件」 ・請求資格者の範囲、発議の要件、議会への協議、 請求の制限
5/28(月)~6/1(金)	第6回	重要項目 「投票及び開票の方法」 ・投票の形式、投票の期日、同日選挙、投票の方法、 無効投票
6/25(月)~29(金)	第7回	重要項目 「その他市民投票の実施に関し必要な事項」 ・情報の提供、投票運動、成立要件、開票の有無、 結果の尊重
7/30(月)~8/3(金)	第8回	条例案の検討
9/25(火)~28(金)	第9回	条例案の検討
11/1(木)~30(金)	-	パブリックコメント
12/21(金),25(火),26(水)	第10回	条例案の確定 ・パブリックコメントの検討、条例案の確定

各市市民投票条例比較

各市市民投票统		川口市	富士見市	広島市	坂戸市	豊中市	川崎市
分類	項目	素案	H14.12.20	H15.09.01	H16.04.01	H20.04.01	H21.04.01
趣旨	趣旨·目的	1	1	1	1	1	1
対象	市民投票に付することができる事項	2	2,4	2	2	2	2
責務	市長等の責務	基11	基23	3	3	_	
投票資格者	投票資格者	3	8	4	5	3	3-1
<u>++ ++</u>	投票権を有しない者	3	0.4	5.4	5	0	3-2
請求・発議	請求資格者	4-1	3-1 3-2	5-1	6-1	3 6-5	4
	署名に関する手続きの自治法の準用 市民投票請求の要件(市民)	4-1 4-1	3-2	5-1	6-1	b-5 基30	4-1
	市民投票請求の要件(市議会)	4-1	3-1	5-1	0-1	基30	4-1
	市民投票発議の要件(市長)	4-2	3-4				4-2
	請求・署名の手続き	7 0	0 4			5,6,7,8,9,10	6,7,8,8,9,10
	請求要旨の公表	4-5	3-5		6-2	11	3,1,0,0,0,1
	発議の形式				<u> </u>		5
	議会への協議						11
投票	市民投票請求成立時の実施義務	4-4	3-6	5-2	8-1	基30-2	12-1
	市民投票の実施告示			7-1	8-2		12-2
	市民投票を実施しない場合の告示				8-3		12-2
	市民投票の実施の選管への通知	4-5	3-5				
	市民投票の形式	5	5	6	7	4	5
	市民投票の執行者	6-1	6-1		4-1		
	市民投票の選管への委託	6-2	6-2		4-2		
	選挙管理委員会の事務	<u> </u>	7		<u> </u>	10	4= -
	投票資格者名簿の調製	7-1	9-1		9-1	13	15-1
	投票資格者名簿の代替	7-2	9-2	7.0	0.4	40.4	15-3
	市民投票の実施期間	8-1 8-1	10-1	7-2	8-4	12-1 12-1	10 0 1 6
	同日選挙 投票日の告示	8-1	10-2			12-1	12-3,-4,-6 12-5
		9-1	11-1	8		14-1	16
		9-1	11-1	0		14-1	17
	投票所の告示	9-2	11-2			14-2	17
	登録されていない者の投票禁止	10	12		9-2	15	18
	投票することができない者	11	13		-	15	19
	投票所における投票	12	15	9	10-2	16	20-2
	1人1票	13-1	14-1		10-1	17-1	20-1
	秘密投票	13-1	14-1		10-1	17-1	20-4,22
	投票用紙への記載	13-2	14-2		10-3	17-2	20-3
	代理投票	13-3	14-3		10-4	17-3	21-4
	期日前投票	13-4	16	10		18	21-1
	不在者投票	13-4	16	10	10-4	18	21-2
	点字投票		4-				21-3
	無効投票	14	17		11	20	25,26
	投票の効力 情報の提供	15-1	18-1	11	12	22-1	25 13-1
		15-1	18-2	11	12	22-1	13-1
		15-2	10-2			22-2	13-1
	公開討論会、シンポジウム	10 0	18-3				10 2
	投票運動	16	19		17	23	14
開票	開票所の設置	17-1			.,	19-1	23-1,-2
	開票所の告示	17-2				19-2	23-3
	開票管理者及び開票立会人						24
	開票の期日					19-3	
結果	市民投票の成立要件	18-1	20	12-1	13		
	不成立の場合の開票作業	18-1	20	12-1			
	過半数規定	18-2		12-2			
	投票結果の告示	19-1	21-1	13	14	21	27
	投票結果の通知(市長)	19-1	21-1				
	投票結果の通知(請求代表者)	19-2	21-2	13	14	21	27
	投票結果の通知(議会)	19-2	21-3	13	14	21	27
7.00	投票結果の尊重	20	23	15	15	基30-4	28
その他	投票人以外の市民の意思の把握	0.1	22	4.4	40		4.4
	同一事案の再請求等を制限する期間	21	24	14	16	04	4-4
	── 公選法、施行令等への規定の準用 ── 担則なの季任	22	25 26	16	40	24	20
会 老	規則への委任 2012年2日1日租在人口	23 570 130 Å	26 107.644 Å	17	18	25 390,457人	29
参考	2012年2月1日現在人口	579,139人	107,644人	1,181,463人	101,226人	390,437人	1,431,094人

1

【趣旨】

(趣自)					
川口市市民投票条例素案	富士見市民投票条例	広島市住民投票条例	坂戸市住民投票条例	豊中市市民投票条例	川崎市住民投票条例
(趣旨) 第1条 この条例は、川口市自治 基本条例(平成21年条例第6 号。以下「自治基本条例」という。)第30条第3項の規定に関し 必要な事項を定めるものとす る。	(目的) 第1条 この条例は、市政運営上 の重要事項に係る意思決定に ついて、市民による直接投票 (以下「市民投票」という。)の制 度を設けることにより、これによ	(目的)	(目的) 第1条 この条例は、地方自治の 本旨に基づき、市政運営上の 重要事項について、市民によ る直接投票(以下「住民投票」		(目的) 第1条 この条例は、市政に係る 重要事項について、住民(川 崎市自治基本条例(平成16年

川口市市民投票条例素案	富士見市民投票条例	広島市住民投票条例	坂戸市住民投票条例	豊中市市民投票条例	川崎市住民投票条例
(市民投票に付することができる)第2条 市民投票に付することができるにする事情では、本条きる項(、本条をの事質にする事情でです。)例が、本条ののですののです。の事質は、本条のののです。ののでは、ないででででででででででででででででででででででででででででででででででで	行う事務のうち、市民に直接その賛否を問う必要があると認って、市民に直接のもれる事項であって、市民全体に直接の利害関係に同きるものをいう。ただし、次の事項を除く。 (1)市の権限に属さない事項 (2)議会の解散その他法行う事項(2)議会の解散を市民投票をができる事項の市民又は地域にある事項のみ関係は、関する事項(4)市の組織、関する場所に対する事項(5)前民とののほか、当下でないと明らかに認められる事	できる市政運営上の重要事は、可要事項」という。)は、「重要事項」という。)は、日本では将来の市民の福田のでは、できる。のでは、できる。のでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	きる市政運営上の重要事項 (以下「重要事項」という。)は、 市が処理する事務のうち、市ると 記められる事項であって、 び市民全体に直接利害関係を 有するものをいう。ただし、 掲げるものを除く。 (1)法令の規定に基づき住民 票を行うことができる事項 (2)専ら特定の市民又は地域に のみ関係する事項 (3)市の組織、人事及び財務に 関する事項 (4)地方税の賦課徴収並びに分	1項の将来にわたって市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項は、市及び市民全体に利害関係を有する事案であって、市民に直接その賛否を問ういただし、次に掲げる事項を除く。 (1)市の権限に属しない事項。ただしようとする場合は、この限しようとする場合は、この限しようとする場合は、この限しまでない。 (2)議会の解散その他法令の規定に基づきる事項(3)市の組織、人事又は財務に関する事項	下「重要事項」という。)は、現事項」という。)は、現の住民の信息である。 は、これでは、これでは、これでは、これでは、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで、これで

川口市市民投票条例素案	富士見市民投票条例	広島市住民投票条例	坂戸市住民投票条例	豊中市市民投票条例	川崎市住民投票条例
(投票資格者) 第3条 市民投票の投格者の投稿者の投票権を担当の投票権を担当の投票を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表	う。)は、公職選挙法第9条第2 項に規定する市議会の議員及 び市長の選挙権を有する者と する。	する者(以下「投票資格者」という。)は、次の各号のいずれか	を有する者(以下「投票資格者」という。)は、公職25年法律第100号)第9条第2項に規定する坂澤学の議員及び長の選挙を有する。ただ項及び長の選挙権を有する第11条第1項及び第2項については、投票の資格を有しないものとする。	年齢満18年以上20年未満の	する者(以下「投票資格者」という。)は、本市の区域内に使所を有する年齢満18年以上の者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。(1)本市に住民票が作成区をおしたの市町が、分の本者では、分のに住所を移した者では、当時22条の規定により第22条の規定によりまとしたものについては、当まるしたものにから引き続き3

川口市市民投票条例素案 (市民投票の請求等)

- 第4条 投票資格者は、重要事項について、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、市民投票を発議し、その代表の長い市長に対し市民投票のできる。この場合に対して、署名に関明和22年法律第67号)第74条の2第1項から第9項まで、第74条の2第1項から第6項まで及び第74条の3第1項から第3項までの規定の例によるものとする。
- 2 市議会は、重要事項について、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により、市民投票を発議し、市長に対し、市民投票の実施を請求することができる。
- 3 市長は、重要事項について、 自ら市民投票を発議し、市民 投票を実施することができる。
- 4 市長は、第1項の規定による市民からの請求(以下「市民請求」という。)又は第2項の規定による議会からの請求(以下「議会請求」という。)があったときは、その請求の内容が第2条の各号の規定に該当する場合を除き、市民投票を実施しなければならない。
- 5 市長は、市民請求若しくは議会請求があったとき、又は第3項の規定により自ら市民投票を実施(以下「市長発議」という。)するときは、直ちにその要旨を公表するとともに、川口市選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)にその旨を通知しなければならない。

富士見市民投票条例

(市民投票の請求及び発議)

- 第3条 公職選挙法(昭和25年 法律第100号)第19条に規定 する選挙人名簿の登録が行われた日において当該選挙人名 簿に登録されている者は、市 政運営上の重要事項につい て、その総数の5分の1以上の 者の連署をもって、その代表者 から、市長に対して書面により 市民投票を請求することができ る。
- 2 前項に規定する署名に関する 手続等は、地方自治法(昭和2 2年法律第67号)第74条第6 項から第8項まで、第74条の2 第1項から第6項まで及び第7 4条の3第1項から第3項までの 規定の例によるものとする。
- 3 市議会は、議員の定数の3分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決された市政運営上の重要事項について、市長に対して書面により市民投票を請求することができる。
- 4 市長は、市政運営上の重要事項について、自ら市民投票を 発議することができる。
- 5 市長は、第1項の規定による 市民からの請求(以下「市民請 求」という。)若しくは第3項の規 定による議会からの請求(以下 「議会請求」という。)があったと き、又は前項の規定により自ら 市民投票を発議したときは、こ ちにその要旨を公表するととも に、富士見市選挙管理委員会」とい う。)にその旨を通知しなけれ ばならない。
- 6 市長は、市民投票に係る市民 請求又は議会請求があったと きは、その請求の内容が前条 各号の規定に該当する場合を 除き、市民投票の実施を拒否 することができないものとする。

広島市住民投票条例

(市民からの請求による住民投票)

- 第5条 投票資格者は、規則で定めるところにより、前条第1項各号に掲げる者の総数の10分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、市長に対し、重要事項について住民投票を実施することを請求することができる。
- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、住民投票を 実施しなければならない。

(住民投票の実施)

第7条 市長は、第5条の規定に より住民投票を実施するとき は、直ちにその旨を告示しなけ ればならない。

坂戸市住民投票条例

(住民投票の請求)

- 第6条 投票資格者は、規則で定めるところにより、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、市長に対して書面により重要事項について住民投票を請求することが
- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、直ちにその要旨を公表しなければならない。

(住民投票の実施)

できる。

- 第8条 市長は、第6条第1項の 規定により請求を受けたとき は、請求の内容が第2条各号 の規定に該当すると認められる 場合を除き、住民投票の実施 を決定しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による決 定をしたときは、直ちにその旨 を告示しなければならない。
- 3 市長は、請求の内容が第2条 各号の規定に該当すると認 め、住民投票を実施しない決 定をした場合には、理由を示し て告示しなければならない。

豊中市市民投票条例

- (市民投票の請求権及び投票権) 第3条 自治基本条例第30条第
- 1項の規定により市民投票の実 施を請求することができる者 (以下「請求権を有する者」とい う。) 及び同条第3項の市民投 票の投票権を有する者(以下 「投票権を有する者」という。) は、市内に住所を有する満18 歳以上の者であって、引き続き 3月以上住民基本台帳法(昭 和42年法律第81号)に基づく 住民基本台帳に記録されてい るもの及び外国人登録法(昭 和27年法律第125号)に基づ 〈外国人登録原票に登録され ているものとする。ただし、成年 被後見人は、この限りでない。

(市民投票の実施の請求があった旨の告示)

第11条 市長は、前条の規定により自治基本条例第30条第1項の規定による市民投票の実施の請求があったときは、直ちにその者の住所及び氏名、請求の要旨並びに市民投票に付そうとする事項に係る設問及び選択肢を告示しなければならない。

川崎市住民投票条例

(発議又は請求)

- 第4条 投票資格者は、その総数 の10分の1以上の者の連署を もって、住民投票を発議し、そ の代表者から、市長に対し、そ の実施を請求することができる。
- 2 議会は、議決により住民投票を発議し、市長に対し、その実施を請求することができる。この場合において、議案を提出するに当たっては、議員の定数の12分の1以上の者の賛成がなければならない。
- 3 市長は、自ら住民投票を発議 することができる。
- 4 前3項の規定にかかわらず、 既に発議に係る手続が開始されている場合においては、当 該発議に係る住民投票の手続 が行われている間は、何人も、 当該住民投票に付そうとされ、 又は付されている事項と実 的に同一と認められる事項に ついて、住民投票を発議するこ とができない。

(議会への協議)

第11条 市長は、第4条第1項の 規定による請求を受けたとき、 又は同条第3項の規定により自 ら発議するときは、住民投票の 実施について、速やかに議会 に協議を求めなければならない。

(住民投票の実施)

- 第12条 市長は、第4条第2項の 規定による請求を受けたとき、 又は前条に規定する協議を経 たときは、住民投票を実施する ものとする。ただし、当該協議 の結果、議会の議員の3分の2 以上の者の反対があるときは、 この限りでない。
- 2 市長は、前項の規定により住 民投票を実施するときは、速や かに代表者に通知し、その旨 を告示しなければならない。同 項ただし書の規定により住民 投票を実施しないときも同様と する。

【市民投票の形式】

【市民投票の執行】

川口市市民投票条例素案	富士見市民投票条例	広島市住民投票条例	坂戸市住民投票条例	豊中市市民投票条例	川崎市住民投票条例
するものとする。	り、その権限に属する市民投票		(住民投票の執行) 第4条 住民投票は、市長が執行するものとする。 2 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定に基づき、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を選挙管理委員会に委任するものとする。		
	(選挙管理委員会の事務) 第7条 選挙管理委員会は、前条 第2項の規定により委任を受け た市民投票の管理及び執行に 関する事務を行うものとする。				

【投票資格者名簿の調製等】

川口市市民投票条例素案	富士見市民投票条例	広島市住民投票条例	坂戸市住民投票条例	豊中市市民投票条例	川崎市住民投票条例
(投票資格者名簿の調製等)第7条、選挙管理委員会は、投票資格者について、投票資格者名簿を調製するものとする。 2 選挙管理委員会は、前項の投票資格者名簿の調製をもってこれに規定する選挙をあって、規定できる。この場合には見いて、公司法第27条第1項に規定する表示をなされた者は、投票資格者名簿に改みなす。	て、投票資格者名簿を調製するものとする。		(投票の登録の者名は、票額を表して、 (投票のでは、票額を表して、ののでは、では、では、ののでは、では、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは	6 市長は、前項の規定による異 議の申出を受けた場合におい ては、その申出を受けた日から 7日以内にその異議の申出が 正当であるかないかを決定しな	第15条 市長は、規則で定めると により、投票資格者よる簿 (第12条第5項の規定による簿 (第12条第5項の規定にも項の の日の前日(同条第6項 の日の前生民投票の 規定する場合をで で変更が別にではの でではの ででは ででは ののが ののでは でででで のので のので のので のので ででで ののに ののに

【市民投票の期日】

加口市民投資条例 所以表面の関口 第3条 市民投資の関口以下 指導力に対し、其等係素 1項の規定による通知のあった 1項の規定による通知のあった 1元から対して10年を提供して10年を実施	(中代)父宗の知口1			,		
第1条 市民投票の期日(以下 「投票日上以う」は、第1条等 5項の規定による通知のあった 日から起算して30日を経過した日から90日を超えない範囲 内で、選挙管理委員会が定 6、公表するものとする。ただ し、当該投票日との簡単にで30日を経過したの他必要な 第1点と15点とである場合とは、 1点と15点とである。ただ し、当該投票日との機会の議員書も(とは 展の選挙で行われるとされ、ただ し、当該投票日を定めたとき、 1週を当該投票日を定めたとき文 は、到底投票日を変更することができる。 2 選挙管理委員会が特に必要があると認めるとさは、 当該投票日を変更することができる。 2 選挙管理委員会であるとは、 1当該投票日を変更することができる。 2 選挙管理委員会に、前項の規定により流 市でも示しなければならない。 2 選挙管理委員会に、前項の規定とは 当該投票日を変更することができる。 2 選挙管理委員会に、前項の規定とは 当該投票日を変しかたとき文 は変更したときは、当該投票日を定めたとき文 は変更したときは、当該投票日をの他規則で定める事項を当 はなずり口においたき式 しなければならない。 2 選挙管理委員会に、前項の規定により流 市でも示しなければならない。 2 選挙管理委員会に、前項の規定により流 市できる。 2 選挙管理委員会に、前項の規定により流 市できる。 2 選挙管理委員会に、前項の規定により流 市できる。 2 選挙管理委員会に、前項の規定により流 市できる。 3 では当該決票日の7日前までに当までは当該決定の期日をするときな。 2 でもの他規則で定める事項を当 はなければならない。 2 でもの他規則で定める事項を当 はなければならない。 2 でもの性とする。 2 でものはとする。 2 でもの性とする。 2 でものはときない。 2 でものはとする。 2 でものはとする。 2 でものはとする。 2 でものはとする。 2 でものはとする。 2 でものはときな、当該変との期日をする。 2 でものはとする。 2 でものはとする。 2 でものはとする。 3 では、前項の規定により、 を対象での用しの少なくとも目前までにそる。 5 では、対すなともは、 4 でものはの表では、 2 でものはの表では、 2 でものはのはならない。 2 でもにものできる。 2 でものはのまるとさは、 3 を言ないできる。 5 では、前項の規定によるを ををは、対すないできる。 5 でものはのまるときな、 5 でものはのまるときな、 5 でものはのは、 2 でものはのは、 2 でもにものはのまるときな、 3 でものはのはならない。 5 では、 2 でものはのまるときな、 5 でものはのは、 2 でもにものはのまると 2 でもにものはのまるとさな、 3 でものはのまるとさな、 5 でものはのまるときな、 5 でものはのまるときな、 5 でものはのまるときな、 5 でものはのまるときな。 5 でものはのはのは、 5 でものはのはのはのはのはのは、 5 でものはのはのは、 5 でものはのはのはのはのはのはのはのはのはのはのはのはのはのはのはのはのはのはのは	川口市市民投票条例素案	富士見市民投票条例	広島市住民投票条例	坂戸市住民投票条例	豊中市市民投票条例	川崎市住民投票条例
	第8条 「投票のは、のままでは、 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の 1 の 2 の 2 の 3 の 4 の 5 項の 5 項の 5 項の 5 項の 5 項の 5 可の 5 可の 5	第10条 市民投票の期日(以下「投票日」という。)は、第3条た日から見による通知のあった日から見して30日を超えない範囲内で、選挙管理委員会が定立るものとする。 2 選挙管理委員会は、前項により定めた投票日その他必要事項を当該投票日の7日前までに告示しなければならない。	第7条 2 市長は、前項の規定による告示の日から起算して90日を超えない範囲内において住民投票の投票の期日(以下「投票日」という。)を定め、住民投票	第8条 4 市長は第2項の規定による告示の日から起算して、31日以後60日以内において住民投票の投票期日を定め、住民投	第12条 市民投票は、前条の規 定による告示の日から起りがら起りの日において、市長が記しくである期日に行う。ただしくでは、 がは、大だしくの選挙を議員を表して、だら、 がは、大きなでは、 はの選挙が特に必要があるときる。 をすることができる。 できることができる。 をすることが項の期日を定めたの期日を定めまる。 をすることができる。 をすることが可のおりは、 できることができる。 をすることが可のおりは、 できることが可のおりは、 できることが可のおりは、 できることが可のおりまでにとき日日を をできる。 ときる。 ときる。 ときる。 ときる。 ときる。 ときる。 ときる。 と	第12年 12年 12年 12年 12年 12年 12年 12年 12年 12年

【投票所等】

(伊要所等) 第9条 投票所及が第19条 第4 現は該定する脚目前投票の投 (以下)期中間報程票の上 (以下)は、複雑管理委員会の 接定心は開作設ける。 1 選挙管理委員会は、投票所に 2 通挙管理委員会は、投票所に 2 可能で担果の5日前まで に、期日前投票所にあっては 前条事11の規定による音元 の日以下(告示日-にいう)に その場所を告示しなければな うない、 5ない、 2 記述を指述されの日の以下を示日にいう)に その場所を告示しなければな うない、 5ない、 2 記述を指述を与るといては 所条直はの以下告示日にいう)に 5ない、 5ない	川口市市民投票条例素案	富士見市民投票条例	広島市住民投票条例	坂戸市住民投票条例	豊中市市民投票条例	川崎市住民投票条例
	(投票所等) 第9条 投票所及び第13条第4 項に規定する期日前投票の投票所(以下「期日前投票所」という。)は、選挙管理委員会の指定した場所に設ける。 2 選挙管理委員会は、投票所にあっては投票日の5日前までに、期日前投票所にあっては前条第2項の規定による告示の日(以下「告示日」という。)にその場所を告示しなければな	(投票所等) 第11条 投票所及び第16条に 規定する期日前投票の投票所 (以下「期日前投票所」という。) は、選挙管理委員会の指定し た場所に設ける。 2 選挙管理委員会は、投票所に ついては投票日の5日前まで に、期日前投票所については 前条第2項の規定による告示 の日(以下「告示日」という。)に その場所を告示しなければな	(投票所) 第8条 投票所は、この条例による住民投票の直前に実施された衆議院議員若しくは参議院議員若しくは参議院議員若しくは参議院議員若しくは長の選挙又は広島市の議会の議員若しくは長の選挙において告示された投		(投票所) 第14条 投票所は、市長の指定 した場所に設ける。 2 市長は、市民投票の期日から 少なくとも5日前に、投票所を	(投票区及び投票所) 第16条 投票区及び投票所(第 21条第1項に規定する期日前 投票の投票所を含む。)は、規 則で定めるところにより、設け る。 (投票管理者及び投票立会人) 第17条 市長は、規則で定めると ころにより、前条に規定する投 票所に投票管理者及び投票

第10条 投票資格者名簿に登録 されていない者は、投票をすることができない。ただし、市民 投票と同時に公職選挙法に基 投票と同時に公職選挙法に基 方に基づく選挙が行われた場合にお 定に基づく選挙が行われた場合にお 項ただし書の規定により投票した目において市内 た者(その投票した日において	【投票資格者名簿の登録及び投票	、仅示具俗名(ない名の仅示)			1	I
第12条 投票資格者名簿に登録 第10条 投票資格者名簿に登録 されていない者は、投票をする ことができない。ただし、市民 投票と同時に公職選挙法に基 投票と同時に公職選挙法に基 方に基づく選挙が行われた場合にお 直におり投票し た者(その投票した日において た者(その投票した日において	川口市市民投票条例素案	富士見市民投票条例	広島市住民投票条例	坂戸市住民投票条例	豊中市市民投票条例	川崎市住民投票条例
る者に限る。)については、当 該市民投票の投票をすることができる。 2 投票資格者名簿に登録された 者であっても投票資格者名簿 に登録されることができない者 であるときは、投票をすることができない者 であるときは、投票をすることができない。 第0投票をすることができない者 できない。 第19条 住民投票の当日(第 条第1項に規定する期日に 票の投票にあっては、当該 できない。	票) 第10条 投票資格者と類に登録されていない。 大だできない。 大だできない。 大だできなができながに、 大だにとびできなができる。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	第12条 投票資格者と をするにといい。 をするにとができない。 と悪とができない。 と悪とができない。 というでは、とがいるでは、 との投票をするには、 との投票をするには、 とができるときない。 というできない。 をするときない。 をするときない。 をするときない。 をするときない。 の投票をすることができない。 をするときない。 をするときない。 の投票をすることがですることができない。 をするときない。 の投票をすることがですることができない。 の投票をすることができることができない。 の投票をすることができない。 の投票をすることができることができない。 の投票をすることができない。 の投票をすることができることができない。		第9条 2 投票資格者名簿に登録されて いない者は、投票することがで	第15条 次に掲げる者は、投票 をすることができない。 (1)投票資格者名簿に登録され ていない者 (2)市民投票の当日(第18条の 規定による期日前投票にあっ ては、当該期日前投票の当 日)、市民投票の投票権を有し	条第3項の規定により選挙人名 簿をもって投票資格者は、 で表をもってとができることができるときは、 ときするときは、投票をすることができるときは、 できない。 (投票をすることができることができない。 (投票をすることができない。 (投票をすることができない。 (投票をすることができない。 (投票の当日に規定する期当に対映の当日に対明の当日に対明の当日に対明の当日に対明の当日に対明の当日に対明の当日に対明の当日に対明の当日に対明の当日に対明の当日に対明の当日に対明の当日に対明の当時ができることができることができることができることができることができることができることが表表の規則を表示を表示されている。 (表記を表示とができることができることができることができることができることができることができることがまます。ことの規則を表示を表示されている。 (表記を表示とは、というには、というは

_【投票所においての投票、投票の方	7法】			T	
川口市市民投票条例素案	富士見市民投票条例	広島市住民投票条例	坂戸市住民投票条例	豊中市市民投票条例	川崎市住民投票条例
(投票所においての投票) 第12条 市居投票を行うという。)は、投票の投票を行うという。)は、投票の当時格者投票の当時格投票を行うと、投票が本の対すればならない。 (投票の方法)第13条 は、1人1。の投票とし、1人3。の投票とし、1人4。のよいのでは、1人4。のよいのでは、1人4。のよいのはは、1人4。のよいのはは、1人4。のは、1人4。。1人4。。1人4。。1人4。。1人4。。1人4。。1人4。。1人4。	日、自ら投票所に行き、投票資格者の対はない。 (投票をしなければならい。 (投票の方法) 第14条 市民投票は、1人1票の方法及票とも、2 市民投票とし、2 市民投票と移る。以案の投票があるときは、2 大きは、2 大きは、2 大きは、3 大り、3 では、4 大り、6 大り、6 できることができる。	う。)は、投票日の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿の抄本の対照を経て、投票をしなければならない。 (期日前投票等) 第10条 投票人は、前条の規定にかかわらず、規則で定めるところにより期日前投票又は不在者投票を行うことができる。	1票に限り、無記名で行うものとし、投票の秘密は侵されることのないようにしなければならない。 2 住民投票の投票を行う投票資格者(以下「投票人」という。)は、投票期日の当日に、自ら投票所に行き、投票しなけれ	市民投票の当日、自ら投票所に行き、投票をしなければならない。 2 投票人は、投票資格者名簿をができることができることができることができることができまり。 (投票の方法) 第17条 市民投票は、1人1票の方法) 第17条 では、投票とする。 2 投票人は、投票により、でよりにより、これを選択し、これを投票にしていかわらず、り、これの関係での地の理由により、	れば、投票をすることができない。 3 投票人は、投票人の自由替え、投票人の自由替え、投票人の自由替え、投票人の自由的。 3 投票人は、投票人の自由的。 3 投票人は、投票人の自由的。 4 投票を囲んで可に別のの反さのでででは、ならない。 4 投票用紙にはならない。 4 投票制してはならない。 (期日前投票等) 第21条 前、投票人は、日前投票等) 第21条 前、投票人は、日前投票人は、日前投票人は、日前投票人は、日前投票人は、日前投票人は、日前投票人は、明日前投票のの規則でできる。

【無効投票】

川口市市民投票条例素案	富士見市民投票条例	広島市住民投票条例	坂戸市住民投票条例	豊中市市民投票条例	川崎市住民投票条例
(無効投票) 第14条 次に掲げる投票は、無効とする。 (1)所定の用紙を用いないもの (2) の記号以外の事項を記載したもの (3) の記号のほか、他事を記載したもの (4) の記号を投票用紙の二つの選択肢の欄に記載したもの (5) の記号を投票用紙のいずれの選択肢の欄に記載したのが判別し難いもの (6) 白紙投票	(無効投票) 第17条 次に掲げる投票は、無効とする。 (1)所定の投票用紙を用いないもの (2) の記号以外の事項を記載したもの (3) の記号のほか、他事を記載したもの (4) の記号を投票用紙の賛成欄及び表別ですれにも記載したもの (5) の記号を投票用紙の替成したのが判別し難いもの (6)白紙投票		(無効投票) 第11条 住民投票において、次の各号のいずれかに該当する。 (1)所定の投票用紙を用いないもの (2) 又は×の記号以外の記号を記載したもの (3) 又は×の記号のほか、他事を記載したもの (4) 取は×の記号のいずれも記載したもの (5) 又は×の記号のいずれを記載したのか判別し難いもの (6)白紙投票	(3) の記号を自書しないもの (4) の記号のほか、他事を記載 したもの (5) の記号を投票用紙の複数 の欄に記載したもの	(投票の対象を対しているのでは、対象を対しているのでは、関連では、できた。 では、できた、では、できた。 では、できたが、できた。 できた。 できた。 できた。 できた。 できた。 できた。 できた。

【情報の提供】

川口市市民投票条例素案	富士見市民投票条例	広島市住民投票条例	坂戸市住民投票条例	豊中市市民投票条例	川崎市住民投票条例
(情報の提供) 第15年 (情報の提供) 第15年 (情報の提供) 第15年 (情報の提供) 第15年 (表述) 第22 (本述) 第2 (本述) 第22 (本述) 第2 (本述) 第2 (本述) 第2 (本述) 第2 (本述) 第2 (本述) 第2 (本	に、市民内容は10内要方では10内要方での係る話が第2項の地なしますのとは10内容は一個では一個では一個では一個では一個では、一個では一個では一個では一個では一個では一個では、一個では一個では一個では、一個では一個ででででは、一個では、一個		(情報の提供) 第12条 市長は、住民投票を実施するときは、当該住民投票を実際では、当該住民投票を実際でする。	(情報の提供)第22条 市長は、第111名と 市民は、第111名と 市民は、第111名	(情報の提供) 第13条 市長は、投票資格者の投票資格者の投票項に係るため、付職事項に係る所称を受ける。 2 市長供を行うも項に対しては、当たの保持に努めなければならない。

【投票運動】

【投票連動】 「一」、、一点一点 「一」					
川口市市民投票条例素案	富士見市民投票条例	広島市住民投票条例	坂戸市住民投票条例 	豊中市市民投票条例	川崎市住民投票条例
(投票運動) 第16条 市民投票に関する投票 運動は、自由とする。ただし、 買収、強迫等投票資格者当に干 渉されるものであってはならない。	(投票運動) 第19条 市民投票に関する投票 運動は、自由とする。ただし、 買収、強迫等市民の不当に不 以下であってはならない。		(投票運動) 第17条 住民投票に関する運動 は、買収、供応、脅迫等により 市民の自由な意思が拘され、 又は市民の平穏な生活環境が 侵害されるものであってはなら ない。	(投23条は、意になった。 (投23条は、意になる。 一、意になる。 一、では、このでする。 一、では、このでする。 とは、このでする。 とは、このでする。 とは、このです。 とは、このです。 とは、このです。 とは、このでする。 とは、このです。 とは、このです。 とは、このです。 とは、このです。 とは、このです。 とは、このできる。 とは、このできる。 とは、このできる。 とは、このできる。 とは、このできる。 とは、このできる。 とは、このできる。 とは、このできる。 とは、このできる。 とは、このできる。 とは、このできる。 とは、このできる。 とは、このでは、このでは、 ののでは、 に、このでは、 ののでは、 ののでは、 に、このでは、 のでは、 のでででででででいで、 ののでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のででは、 のでのでででででででででででででででいて、 のでは、 のでのででででででででででででででででででででででででででででいて、 のでは、 のでのでは、 のでのでは、 のでのでは、 のでのでは、 のでのでは、 のでのでは、 のでのでででででででででででででででででででででででででででででででででで	(住民条件) (住民条件) (住民条件) (共和学) (住民条件) (共和学) (住民条件) (共和学)

【開票所等】

【市民投票の成立要件等】

川口市市民投票条例素案	富士見市民投票条例	広島市住民投票条例	坂戸市住民投票条例	豊中市市民投票条例	川崎市住民投票条例
(市民投票の成立要件等)	(市民投票の成立要件等) 第20条 市民投票は、1の事案 について投票した者の総数が 当該市民投票の投票資格者数 の3分の1に満たないときは、 成立しないものとする。この場 合においては、開票作業その 他の作業は行わない。	(住民投票の成立要件等) 第12条 住民投票は、1の事項 について投票した者の総数が 当該住民投票の投票資格者数 の2分の1に満たないときは、 成立しないものとする。この場	(住民投票の成立要件) 第13条 住民投票は、1つの事項について投票した者の総数が当該住民投票の投票資格者数の2分の1に満たないときは、成立しないものとする。	豆丁川川、大江、大京の一方では、大方では、大方では、大方では、大方では、大方では、大方では、大方では、大	/
			7		

【投票結果の告示等】

川口市市民投票条例素案	富士見市民投票条例 広島市住民投票条例 坂戸市住民投票条例 豊中市市		豊中市市民投票条例	川崎市住民投票条例	
第19条 選挙管理委員会は、前 条の規定により市民投票が成立しなかったとき又は市民投票が成立し、投票結果が確定するとともに、直ちにこれを告示容な市長に報告しなければ議会市民債の規定による市民投票によるで表もによるで表もによるで表もでは、での内容を直ちによるでは、その内容を直ちときは、その内容を直ちているでは、その内容を直ちているでは、その内容を直ちている。 19条 選挙管理委員会は、前 が成立し、力をときているときに、前項のは、市民債がある代表を 前項の規定によるを直ちによるでは、その内容を表すときは、その内容を表すといる。	条の規定により市民投票が成立しなかったとき、又は市民投票が成立し、投票結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、当該告示の内容を市長に報告しなければならない。	(投票結果等の告示及び通知) 第13条 市長は、前条の規定により住民投票が成立しなかったとき、父は住民投票が成立したとき、発売の成立に、第5条第1項の代表を通知しなければならない。	より住民投票が成立しなかったとき、又は住民投票が成立し、投票結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、その内容を直ちに第6条第1項の代表者及び市議会の議長に通知しなければならない。	(投票結果の告示等) 第21条 市長は、市民投票の結果が判明したときは、当市議会の 請求代表者及びはならない。	(投票の結果が 判明したときは、決要の結果が 判明に対する賛成の投票の数並び反対の投票の数を代するととも の投票の議長に通知するととも に、告示しなければならない。

【結果の尊重】

【市民等請求及び市長発議の制限期間】

【中氏寺前水及び中長光議の前限期间】									
				豊中市市民投票条 例					
川口市市民投票条例素案 (市民等請求及び市長発議の制限13条 この条例による市民投票が成立れた場合(第18条第1項しなりである。) には、その結果が成立なのが経過するようでもにから2年が経過するようでもは、そのと前をである。 は、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで	富士見市民投票条例 (市民請求等の制限期間) 第24条 この条例による市民投票が実施された場合(第20条の規定により市民投票が成立しなかった場合を除く。)には、その結果が告示されてから2年が経過するまでの間は、同一の事案又は当該事案と同旨の事案について市民請求等を行うことができないものとする。			豊中市市民投票条例	川崎市住民投票条例 (発議又は請求) 第4条 4 前3項の規定にかかわらず、既に発議に係る住民投票の手続いている場合におります。 が行われている場合におります。 と対している事項とと関的にで、住民投票を発議することができない。				

【投票及び開票】

川口市市民投票条例素案	富士見市民投票条例	広島市住民投票条例	坂戸市住民投票条例	豊中市市民投票条例	川崎市住民投票条例
(投票及び開票)	(投票及び開票) 第25条 前条までに定めるもの のほか、投票時間、投票場所、 投票立会人、開票時間、開票 場所、開票立会人、期日前投 票、不在者投票その他市民投 票の投票及び開票に関して	(投票及び開票) 第16条 前条までに定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関し必要な事項は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)及び公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13号)並びに広島市公職選挙事務取扱規程(昭和55年広島市選挙管理委員会告示第17号)の規定の例に	坂戸市住民投票条例	豊中市市民投票条例 (その他) 第24条 第2条から前条までに 定めるもののほか、関し必とと要す。 正は、ののほか、関しのととこ のとのでは、ののはののとのでは、ののとのでは、ののでは、ののでは、ののでは、のの	川崎市住民投票条例
		9			

【規則への委任】

「がは、「ジタエ」				T	
川口市市民投票条例素案	富士見市民投票条例	広島市住民投票条例	坂戸市住民投票条例	豊中市市民投票条例	川崎市住民投票条例
(規則への委任) 第23条 この条例に定めるもの のほか、市民投票の実施に関 し必要な事項は、規則で定め る。	のほか、市民投票に関し必要			(委任) 第25条 この条例の施行につい て必要な事項は、市規則で定 める。	(委任) 第29条 この条例に定めるもの のほか、この条例の実施のた め必要な事項は、規則で定め る。

【その他1(他市のみの規定)】

【その他2(他市のみの規定)】

川口市市民投票条例素案	富士見市民投票条例	広島市住民投票条例	坂戸市住民投票条例	豊中市市民投票条例	川崎市住民投票条例
		(市民、市議会及び市長の責務) 第3条 市民、市議会及び市長 は、住民投票の制度が市民の 福祉の向上に資するものとして 健全に機能するよう努めなけれ ばならない。	福祉の向上に資するものとして		
			4		

【その他3(1/2)(他市のみの規定)】

川口市市民 票条例素	広島市住民投 票条例	坂戸市住民投 票条例	豊中市市民投票条例	川崎市住民投票条例
			(請求代表者証明書の交付及び請求資格者名簿の調製等) 第5条 自治基本条例第30条第1項の規定により市民投票の実施を 請求しようとする者の代表者(以下'請求代表者)という。)は、その演 請求しまうとする者の代表者(以下'請求代表者)という。)の交付を文書で申 し出なければならない。 2 市長は、前項の規定による申出があったときは、直ちに、請求代表 者が当該申出の日現在において請求権を有する者であることを 認を行い、その者に請求代表者証明書を交付し、かつ、その旨を告 示しなければならない。 3 市長は、前項の確認を行ったときは、直ちに、請求権を有する者の 名簿(以下'請求資格者名簿」という。)を調製し、当該申出の日現在において請求資格者名簿に登録するとと もに、その総数の6分の1の数を告示し、かつ、請求代表者に通知し なければならない。 (署名の収集の方法等) 第6条 請求代表者は、署名簿に市民投票実施請求書又はその写る としなければならない。 2 請求代表者は、署名簿に市民投票実施請求書又はその写る に対し、署名及び押印を求めなければならない。 2 請求代表者は、請求権を有する者を委任して、前項の署名簿に對した 者名及び押印を求めることができる。この場合においては、委任を受け た者は、市民投票実施請求書又はその写し及び請求代表者を証明表 又はその写し並びに署名及び押印を求めるための請求代表者といる写したの を記載した書面をもって、その旨を市長に届け出なければならない。 4 第1項及び第2項の規定により署名及び押印を求めるための日日を記載した書面をもって、その旨を市長に届け出なければならない。 5 前名頃による告示があった日から31日以内でなければ、これを求めることができない。 5 前名頃によるもののほか、署名の収集については、地方自治例による。 (署名の証明、署名簿の総覧及び異議の申出) 第7条 請求代表者は、署名簿に署名及び押印をした者の数が第5条 第3項の規定により告示された請求権を有する者の総数の6分の1 以上の数になったときは、前条第4項に規定する期間が満一の翌日から5日を経過する日までに、署名簿(署名の統)の翌日から5日を経過する日までに、署名名簿で書名の総数の6分の1 の翌日から5日を経過する日までに、署名名簿で表の規定により請求資本日が第5条第3項の規定により請求で表の表とされた情求を有する者の総数の6分の1 の翌日から5日を経過する日までに、署名名簿で書名の第2日から5日を経過する日までに、署名名簿で書名の第2日の数により告示された請求を有する者の総数の6分の1 の翌日から5日を経過する日までに、署名の第2日の数により結正とります。第2日の表によりま	「代表者」という。)は、市長に対し、規則で定めるところにより、住民投票に付そうとする事項及びその趣旨を記載した実施請求書(以下「実施請求書」という。)をもって当該事項が重要事項であること及び前条に規定する形式に該当することの確認を請求し、かつ、文書をもって代表者であることの証明書(以下「代表者証明書」という。)の交付を申請しなければならない。 2 市長は、前項の規定による請求及び申請があった場合において、実施請求書に記載された住民投票に付そうとされる事項が重要事項であること及び前条に規定する形式に該当することがで表者に代表者が投票資格者であることを確認したときは、速やかに代表者に代表者証明書を交付するとともに、その旨を告示しなければならない。 3 市長は、前項の規定により代表者証明書を交付するときは、第1項の規定により申請を力を対するとともに、その旨を告示しなければならない。 (署名等の収集) 第7条 代表者は、住民投票の実施の請求者の署名簿(以下「署名簿」という。)に実施請求書又はその写し及び代表者証の書とともに、告示しなければならない。(署名等の収集) 第7条 代表者は、住民投票の実施の請求者の署名簿(以下「署名簿」という。)に実施請求書又はその写し及び代表者証により、告知の収集日を記載することをいう。以下同じ。)を求めなければならない。 2 署名簿は、区ごとに作製しなければならない。 3 代表者は、本市の区域内で衆議院議員、参議院議員、神奈川県の議会の議員若しくは知事又は本市の議会の議員若しくは市長の選挙(以下「選挙」という。)が行われることとなるときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第92条第5項に規定する期間、当該選挙が行われる区域内においては署名等を求めることができない。 4 署名等は、前条第2項の規定による告示の日から62日以内とする。(署名簿の提出等)
			25	

【その他3(2/2)(他市のみの規定)】

川口市市民投 票条例素案	富士見市民投 広 富士見市民投 広 票条例	島市住民投 票条例	坂戸市住民投 票条例	豊中市市民投票条例	川崎市住民投票条例
				3 市長は、第1項の規定による署名簿の署名の証明が終了したときは、直ちに、署名簿に署名及び押印をした者の総数及び有効と決定した署名(以下'有効署名」という。)の総数を告示するとともに、その日から7日間、その指定した場所において署名簿を関係人の縦覧に供しなければならない。 4 市長は、あらかじめ前項の署名簿の縦覧の期間及び場所を告示しなければならない。 5 関係人は、署名簿の署名に関し異議があるときは、第3項の規定による縦覧期間内に市長にその盲を申し出ることができる。6 市長は、前項の規定による異議の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から14日以内にその申出が正当であると決定したときは、百ちに第1回の規定による証明を修正し、その自立を対定しなければならない。この場合において、その申出を正当であると決定したときは、直ちにその旨を当該申出人及び関係人に通知し、併せてこれを告示し、その自地を正当でないと決定したときは、直ちにその旨を当該申出人及び関係人に通知し、併せてこれを告示し、その自由が立までは、第3項の規定による縦覧期間内に関係人の異議の申出がないとき、又は前項の規定による縦覧期間内に関係人の異議の申出がないとき、又は前項の規定による縦覧期間内に関係人の異議の申出がないとき、又は前項の規定による縦覧期間内に関係人の異議の申出がないとき、第3項の規定による縦覧期間内に関係人の異議の申出がないとき、第4第年記の規定により署名簿を市長に提出するまでの間は、請求代表者が前条第1項の規定により署名簿を著名の対力等)第9条 市民投票の実施の請求者の署名で次に掲げるものは、無効とする。(1)この条例又はこの条例に基づ〈市規則に定める手続によらない署名(2)何人であるかを確認し難い署名 (2)何人であるかを確認し難い署名 (2)何人であるかを確認し難い署名 (2)何人であるかを確認し難い署名 (2)何人であるかを確認し難い署名 (2)何人であるかを確認し難い署名 (3)何人であると決定したものは、無効とする。 1市長は、署名の効力を決定する場合において必要があると認めるときは、関係人の出頭及び証言を求めることができる。(市民投票の実施の請求)第10条 請求代表者は、第7条第7項の規定により迄付を受けた署名簿の有効署名の総数の6分の1以上の数に達してりとは、その返付を受けた日か65日以内に限り、市長に対し、自治基本条例第30条第1項の規定による市民投票の実施を請求することができる。	第9条 市長は、前条第1項の規定による署名簿の提出を受けた場合においては、同条第2項の規定により知下するときを除き、規則で定めるところにより、審査名簿(第6条第2項の規定による代表者証明書の交付の日現在の投票資格者を登録した名簿をいう。以下同じ。)を調製しなければならない。 2 市長は、前項の規定により審査名簿の調製をしたときは、規則で定めるところにより、その日の翌日から5日間、投票資格者が記載された部分に限る。)を閲覧させなければならない。 3 第1項の規定による登録に関い不服のある者は、前項に規定する閲覧の期間内に文書をもって市長に異議を申出を受けた場合において、その申出を受けた日から7日以内にその異議の申出に係る者を速やかに審査名簿に登録しなければならない。この場合において、その申出を受けた日から7日以内にその異議の申出に係る者を速やかに審査名簿に登録しなければならない。この場合において、その申出を正当であると決定したときは、その異議の申出に係る者を速やかに審査名簿に登録したとの申出に係る者を速やかに審査名簿に登録したときは、その異議の申出に係る当を申出人及び関係の旨を申出人に通知しなければならない。 5 市長は、第1項の規定により審査名簿の調製をした日後、当該調製の際に合いないはならない。 (署名等の音を記明した。第1項の規定により署名等の証明を求められたときは、第6年は、第8条第1項の規定により署名等の証明を求められたときは、第6年は、第7の目を記明しなければならない。 2 市長は、第7年の規定による署名等の証明が終了したときは、その日から7日間、署名等を同り不服のある関係人は、前項に規定する縦覧の期間内に文書をもって市長に異議を申し出ることができる。 4 市長は、前項の規定による異議の申出を受けた場合においてよる理論の申出を受けた日から14日以内にその異議の申出が正当であるかないかを決定したときは、速やかに第1回の規定による証明を修正し、その自を申出人に通知し、その申出を正し、その自を申出人に通知し、その申出を正し、その自を申出人に通知し、その申出を正し、その自を申出人に通知し、その申出を正し、その自とには、速やかに第1回の規定による証明を修正し、その自を申出人に通知し、その申出を正といときは、速やかに第1回の規定による記述のはないと決定したときは、速やかに第1回の規定による記述の提供の規定による記述の提供の表述を受けた場合にあいてに通知し、その申出を正し、その自とに述述のは、または、表述の表述を受けた場合に通知し、その申出を正し、その自とに通知しなければならない。

川口市住民投票条例参考資料 引用条文等

平成24年2月28日

川口市企画財政部総合政策課

第1条、第2条

川口市自治基本条例(平成21年条例第6号)

(市民投票)

- 第30条 市長は、市内に住所を有する市民若しくは議会から請求があったとき、又は自ら必要があると判断したときは市政に関する特に重要な事項について市民の意思を確認するため、市民投票を 実施する。
- 2 市は、市民投票の結果を尊重しなければならない。
- 3 市民投票に付することができる事項、市民投票を請求する場合の要件、投票権を有する者の資格、 投票及び開票の方法その他市民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定める。

第3条関係

公職選挙法(昭和25年法律第100号)

(選挙権)

第九条

2 日本国民たる年齢満二十年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。

(選挙権及び被選挙権を有しない者)

- 第十一条 次に掲げる者は、選挙権及び被選挙権を有しない。
 - 一 成年被後見人
 - 二 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者
 - 三 禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)
 - 四 公職にある間に犯した刑法(明治四十年法律第四十五号)第百九十七条から第百九十七条の四までの罪又は公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成十二年法律第百三十号)第一条の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から五年を経過しないもの又はその刑の執行猶予中の者
 - 五 法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁錮以上の刑 に処せられその刑の執行猶予中の者

(選挙犯罪による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止)

- 第二百五十二条 この章に掲げる罪(第二百三十六条の二第二項、第二百四十条、第二百四十二条、第二百四十四条、第二百四十五条、第二百五十二条の二、第二百五十二条の三及び第二百五十三条の罪を除く。)を犯し罰金の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から五年間(刑の執行猶予の言渡しを受けた者については、その裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間)、この法律に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。
- 2 この章に掲げる罪(第二百五十三条の罪を除く。)を犯し禁錮以上の刑に処せられた者は、その 裁判が確定した日から刑の執行を終わるまでの間若しくは刑の時効による場合を除くほか刑の執行 の免除を受けるまでの間及びその後五年間又はその裁判が確定した日から刑の執行を受けることが なくなるまでの間、この法律に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。
- 3 第二百二十一条、第二百二十二条、第二百二十三条又は第二百二十三条の二の罪につき刑に処せられた者で更に第二百二十一条から第二百二十三条の二までの罪につき刑に処せられた者については、前二項の五年間は、十年間とする。

4 裁判所は、情状により、刑の言渡しと同時に、第一項に規定する者(第二百二十一条から第二百二十三条の二までの罪につき刑に処せられた者を除く。)に対し同項の五年間若しくは刑の執行猶予中の期間について選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用せず、若しくはその期間のうちこれを適用すべき期間を短縮する旨を宣告し、第一項に規定する者で第二百二十一条から第二百二十三条の二までの罪につき刑に処せられたもの及び第二項に規定する者に対し第一項若しくは第二項の五年間若しくは刑の執行猶予の言渡しを受けた場合にあつてはその執行猶予中の期間のうち選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用すべき期間を短縮する旨を宣告し、又は前項に規定する者に対し同項の十年間の期間を短縮する旨を宣告することができる。

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)

- 第二十八条 第二十三条から第二十六条の五まで及び前条第二項の罪を犯し罰金の刑に処せられた者 は、その裁判が確定した日から五年間(刑の執行猶予の言渡しを受けた者については、その裁判が 確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間)、公職選挙法に規定する選挙権及び被 選挙権を有しない。
- 2 第二十三条、第二十四条、第二十五条第一項、第二十六条、第二十六条の二、第二十六条の四及 び前条第二項の罪を犯し禁錮の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から刑の執行を終わる までの間若しくは刑の時効による場合を除くほか刑の執行の免除を受けるまでの間及びその後五年 間又はその裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間、公職選挙法に規定す る選挙権及び被選挙権を有しない。
- 3 裁判所は、情状により、刑の言渡しと同時に、第一項に規定する者に対し同項の五年間若しくは 刑の執行猶予中の期間について選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用せず、若しくはその 期間のうちこれを適用すべき期間を短縮する旨を宣告し、又は前項に規定する者に対し同項の五年 間若しくは刑の執行猶予の言渡しを受けた場合にあつてはその執行猶予中の期間のうち選挙権及び 被選挙権を有しない旨の規定を適用すべき期間を短縮する旨を宣告することができる。
- 4 公職選挙法第十一条第三項の規定は、前三項の規定により選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じ、又はその事由がなくなつたときについて準用する。この場合において、同条第三項中「第一項又は第二百五十二条」とあるのは、「政治資金規正法第二十八条」と読み替えるものとする。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に 関する法律(平成13年法律第147号)

(選挙権及び被選挙権の停止)

第十七条 前条第二項又は第三項の罪を犯し罰金の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から 五年間(刑の執行猶予の言渡しを受けた者については、その裁判が確定した日から刑の執行を受け ることがなくなるまでの間)、公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

- 2 前条第二項の罪を犯し禁錮の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から刑の執行を終わるまでの間若しくは刑の時効による場合を除くほか刑の執行の免除を受けるまでの間及びその後五年間又はその裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間、公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。
- 3 裁判所は、情状により、刑の言渡しと同時に、第一項に規定する者に対し同項の五年間若しくは 刑の執行猶予中の期間について選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用せず、若しくはその 期間のうちこれを適用すべき期間を短縮する旨を宣告し、又は前項に規定する者に対し同項の五年 間若しくは刑の執行猶予の言渡しを受けた場合にあってはその執行猶予中の期間のうち選挙権及び 被選挙権を有しない旨の規定を適用すべき期間を短縮する旨を宣告することができる。

第4条第1項関係

地方自治法(昭和22年法律第67号)

- 第七十四条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者(以下本編において「選挙権を有する者」という。)は、政令の定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求をすることができる。
- 6 選挙権を有する者のうち次に掲げるものは、第一項の代表者(以下この項において「代表者」という。)となり、又は代表者であることができない。
 - 一 公職選挙法第二十七条第一項の規定により選挙人名簿に同項 の表示をされている者(都道府県に係る請求にあつては、当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた旨の表示をされている者のうち当該市町村の区域内から引き続き同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移し、かつ、当該他の市町村の区域内に住所を有しているものを除く。)
 - 二 前項の選挙人名簿の登録が行われた日以後に公職選挙法第二十八条の規定により選挙人名簿から抹消された者
 - 三 第一項の請求に係る普通地方公共団体(当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県の区域内の市町村及び第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市(以下この号において「指定都市」という。)の区を含み、指定都市である場合には当該市の区を含む。)の選挙管理委員会の委員又は職員である者
- 7 第一項の場合において、当該地方公共団体の区域内で衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体 の議会の議員若しくは長の選挙が行なわれることとなるときは、政令で定める期間、当該選挙が行 なわれる区域内においては請求のための署名を求めることができない。
- 8 選挙権を有する者は、身体の故障又は文盲により条例の制定又は改廃の請求者の署名簿に署名することができないときは、その者の属する市町村の選挙権を有する者(条例の制定又は改廃の請求者の代表者及び当該代表者の委任を受けて当該市町村の選挙権を有する者に対し当該署名簿に署名することを求める者を除く。)に委任して、自己の氏名(以下「請求者の氏名」という。)を当該署名簿に記載させることができる。この場合において、委任を受けた者による当該請求者の氏名の記載は、第一項の規定による請求者の署名とみなす。
- 9 前項の規定により委任を受けた者(以下「氏名代筆者」という。)が請求者の氏名を条例の制定 又は改廃の請求者の署名簿に記載する場合においては、氏名代筆者は、当該署名簿に氏名代筆者と しての署名をしなければならない。
- 第七十四条の二 条例の制定又は改廃の請求者の代表者は、条例の制定又は改廃の請求者の署名簿を 市町村の選挙管理委員会に提出してこれに署名し印をおした者が選挙人名簿に登録された者である ことの証明を求めなければならない。この場合においては、当該市町村の選挙管理委員会は、その 日から二十日以内に審査を行い、署名の効力を決定し、その旨を証明しなければならない。

- 2 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定による署名簿の署名の証明が終了したときは、その日から七日間、その指定した場所において署名簿を関係人の縦覧に供さなければならない。
- 3 前項の署名簿の縦覧の期間及び場所については、市町村の選挙管理委員会は、予めこれを告示し、 且つ、公衆の見易い方法によりこれを公表しなければならない。
- 4 署名簿の署名に関し異議があるときは、関係人は、第二項の規定による縦覧期間内に当該市町村の選挙管理委員会にこれを申し出ることができる。
- 5 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定による異議の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から十四日以内にこれを決定しなければならない。この場合において、その申出を正当であると決定したときは、直ちに第一項の規定による証明を修正し、その旨を申出人及び関係人に通知し、併せてこれを告示し、その申出を正当でないと決定したときは、直ちにその旨を申出人に通知しなければならない。
- 6 市町村の選挙管理委員会は、第二項の規定による縦覧期間内に関係人の異議の申出がないとき、 又は前項の規定によるすべての異議についての決定をしたときは、その旨及び有効署名の総数を告示するとともに、署名簿を条例の制定又は改廃の請求者の代表者に返付しなければならない。

第七十四条の三条例の制定又は改廃の請求者の署名で左に掲げるものは、これを無効とする。

- 一 法令の定める成規の手続によらない署名
- 二 何人であるかを確認し難い署名
- 2 前条第四項の規定により詐偽又は強迫に基く旨の異議の申出があつた署名で市町村の選挙管理委員会がその申出を正当であると決定したものは、これを無効とする。
- 3 市町村の選挙管理委員会は、署名の効力を決定する場合において必要があると認めるときは、関係人の出頭及び証言を求めることができる。

第6条第2項関係

地方自治法(昭和22年法律第67号)

第百八十条の二 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。但し、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。

第7条第2項関係

公職選挙法(昭和25年法律第100号)

(永久選挙人名簿)

- 第十九条 選挙人名簿は、永久に据え置くものとし、かつ、各選挙を通じて一の名簿とする。
- 2 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿の調製及び保管の任に当たるものとし、毎年三月、六月、 九月及び十二月(第二十二条第一項及び第二十三条第一項において「登録月」という。)並びに選 挙を行う場合に、選挙人名簿の登録を行うものとする。
- 3 選挙人名簿は、政令で定めるところにより、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項 を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもつて調製することができる。
- 4 選挙を行う場合において必要があるときは、選挙人名簿の抄本(前項の規定により磁気ディスクをもつて選挙人名簿を調製している市町村の選挙管理委員会にあつては、当該選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。以下同じ。)を用いることができる。
- 5 選挙人名簿の調製については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第六条の規定は、適用しない。

(選挙人名簿の記載事項等)

- 第二十条 選挙人名簿には、選挙人の氏名、住所、性別及び生年月日等の記載(前条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿にあつては、記録)をしなければならない。
- 2 選挙人名簿は、市町村の区域を分けて数投票区を設けた場合には、その投票区ごとに編製しなければならない。
- 3 前二項に規定するもののほか、選挙人名簿の様式その他必要な事項は、政令で定める。

(被登録資格等)

第二十一条 選挙人名簿の登録は、当該市町村の区域内に住所を有する年齢満二十年以上の日本国民 (第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号) 第二十八条の規定により選挙権を有しない者を除く。)で、その者に係る登録市町村等(当該市町村及び消滅市町村(その区域の全部又は一部が廃置分合により当該市町村の区域の全部又は一部となつた市町村であつて、当該廃置分合により消滅した市町村をいう。次項において同じ。)をいう。以下この項において同じ。)の住民票が作成された日(他の市町村から登録市町村等の区域内に住所を移した者で住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第二十二条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日)から引き続き三箇月以上登録市町村等の住民基本台帳に記録されている者について行う。

- 2 前項の消滅市町村には、その区域の全部又は一部が廃置分合により当該消滅市町村の区域の全部 又は一部となつた市町村であつて、当該廃置分合により消滅した市町村(この項の規定により当該 消滅した市町村に含むものとされた市町村を含む。)を含むものとする。
- 3 第一項の住民基本台帳に記録されている期間は、市町村の廃置分合又は境界変更のため中断されることがない。
- 4 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、当該市町村の選挙人名簿に登録される 資格を有する者を調査し、その者を選挙人名簿に登録するための整理をしておかなければならない。

(登録)

- 第二十二条 市町村の選挙管理委員会は、登録月の一日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を当該登録月の二日に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、登録月の一日から七日までの間に選挙の期日がある選挙を行う場合その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を変更することができる。
- 2 市町村の選挙管理委員会は、選挙を行う場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙 管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管 理会)が定めるところにより、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を選挙人名簿 に登録しなければならない。

(縦覧)

- 第二十三条 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の規定による登録については登録月の三日から 七日までの間(同項ただし書に規定する場合には、政令で定める期間)、同条第二項の規定による 登録については当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参 議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)が定める期間、市役所、町村役場又は 当該市町村の選挙管理委員会が指定した場所において、同条の規定により選挙人名簿に登録した者 の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供さなければならない。
- 2 市町村の選挙管理委員会は、縦覧開始の日前三日までに縦覧の場所を告示しなければならない。

(異議の申出)

- 第二十四条 選挙人は、選挙人名簿の登録に関し不服があるときは、縦覧期間内に、文書で当該市町 村の選挙管理委員会に異議を申し出ることができる。
- 2 市町村の選挙管理委員会は、前項の異議の申出を受けたときは、その異議の申出を受けた日から 三日以内に、その異議の申出が正当であるかないかを決定しなければならない。その異議の申出を 正当であると決定したときは、その異議の申出に係る者を直ちに選挙人名簿に登録し、又は選挙人 名簿から抹消し、その旨を異議申出人及び関係人に通知し、併せてこれを告示しなければならない。 その異議の申出を正当でないと決定したときは、直ちにその旨を異議申出人に通知しなければなら ない。

- 3 行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)第十五条第一項第一号から第四号まで、第六号 及び第四項、第二十一条、第二十五条、第二十六条、第三十一条、第三十六条、第三十九条並びに 第四十四条の規定は、第一項の異議の申出について準用する。
- 4 第二百十四条の規定は、第一項の異議の申出について、準用する。

(訴訟)

- 第二十五条 前条第二項の規定による決定に不服がある異議申出人又は関係人は、当該市町村の選挙 管理委員会を被告として、決定の通知を受けた日から七日以内に出訴することができる。
- 2 前項の訴訟は、当該市町村の選挙管理委員会の所在地を管轄する地方裁判所の専属管轄とする。
- 3 前項の裁判所の判決に不服がある者は、控訴することはできないが、最高裁判所に上告することができる。
- 4 第二百十三条、第二百十四条及び第二百十九条第一項の規定は、第一項及び前項の訴訟について、 準用する。この場合において、同条第一項中「一の選挙の効力を争う数個の請求、第二百七条若し くは第二百八条の規定により一の選挙における当選の効力を争う数個の請求、第二百十条第二項の 規定により公職の候補者であつた者の当選の効力を争う数個の請求、第二百十一条の規定により公 職の候補者等であつた者の当選の効力若しくは立候補の資格を争う数個の請求又は選挙の効力を争 う請求とその選挙における当選の効力に関し第二百七条若しくは第二百八条の規定によりこれを争 う請求と」とあるのは、「一の縦覧に係る選挙人名簿への登録又は選挙人名簿からの抹消に関し争 う数個の請求」と読み替えるものとする。

(補正登録)

第二十六条 市町村の選挙管理委員会は、第二十二条の規定により選挙人名簿の登録をした日後、当該登録の際に選挙人名簿に登録される資格を有し、かつ、引き続きその資格を有する者が選挙人名簿に登録されていないことを知つた場合には、その者を直ちに選挙人名簿に登録し、その旨を告示しなければならない。

(表示及び訂正等)

- 第二十七条 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が第十一条第一項若しくは 第二百五十二条若しくは政治資金規正法第二十八条の規定により選挙権を有しなくなつたこと又は 当該市町村の区域内に住所を有しなくなつたことを知つた場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の 表示をしなければならない。
- 2 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者の記載内容(第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿にあつては、記録内容)に変更があつたこと又は誤りがあることを知つた場合には、直ちにその記載(同項の規定により磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿にあつては、記録)の修正又は訂正をしなければならない。

(登録の抹消)

- 第二十八条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至つたときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第三号の場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。
 - 一 死亡したこと又は日本の国籍を失つたことを知つたとき。
 - 二 前条第一項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過するに至つたとき。
 - 三 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知つたとき。

(登録の確認及び政治活動を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧)

第二十八条の二 市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日後五日 に当たる日までの間を除き、次の表の上欄に掲げる活動を行うために、同表の中欄に掲げる者から、 選挙人名簿の抄本を閲覧することが必要である旨の申出があつた場合には、その活動に必要な限度 において、それぞれ同表の下欄に掲げる者に選挙人名簿の抄本を閲覧させなければならない。

特定の者が選挙人名簿に登録 された者であるかどうかの確 認		選挙人名簿の抄本の閲覧の申出 をした選挙人
	(公職にある者を含む。以下こ の条において「公職の候補者	選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした公職の候補者等又は当該
政治活動(選挙運動を含む。)	政党その他の政治団体	選挙人名簿の抄本の閲覧の申出 をした政党その他の政治団体の 役職員又は構成員で、当該政党 その他の政治団体が指定するも の

- 2 前項の申出は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。ただし、総務省令で定める場合には、第四号イに定める事項については、この限りでない。
 - 一 選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする者(以下この条から第二十八条の四までにおいて「申出者」という。)の氏名及び住所(申出者が政党その他の政治団体である場合にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - 二 選挙人名簿の抄本の閲覧により知り得た事項(以下この条から第二十八条の四までにおいて「閲覧事項」という。)の利用の目的

- 三 選挙人名簿の抄本を閲覧する者(以下この条から第二十八条の四までにおいて「閲覧者」という。)の氏名及び住所
- 四 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める事項
 - イ 申出者が選挙人又は公職の候補者等である場合 閲覧事項の管理の方法
 - ロ 申出者が政党その他の政治団体である場合 閲覧事項の管理の方法及び当該政党その他の政 治団体の役職員又は構成員のうち、閲覧事項を取り扱う者の範囲
- 五 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項
- 3 第一項の規定にかかわらず、市町村の選挙管理委員会は、閲覧事項を不当な目的に利用されるおそれがあること、閲覧事項を適切に管理することができないおそれがあることその他同項の申出に係る閲覧を拒むに足りる相当な理由があると認めるときは、当該申出に係る閲覧を拒むことができる。
- 4 公職の候補者等である申出者は、第二項第二号に掲げる利用の目的(以下この条から第二十八条 の四までにおいて「利用目的」という。)を達成するために当該申出者及び閲覧者以外の者(当該 申出者に使用される者に限る。)に閲覧事項を取り扱わせることが必要な場合には、第一項の申出 をする際に、その旨並びに閲覧事項を取り扱う者として当該申出者が指定する者の氏名及び住所を その市町村の選挙管理委員会に申し出ることができる。
- 5 前項の規定による申出を受けた市町村の選挙管理委員会は、当該申出に相当な理由があると認めるときは、その申出を承認するものとする。この場合において、当該承認を受けた申出者は、当該申出者が指定した者(当該承認を受けた者に限る。第十二項及び第二十八条の四において「候補者閲覧事項取扱者」という。)にその閲覧事項を取り扱わせることができる。
- 6 政党その他の政治団体である申出者は、閲覧者及び第二項第四号口に規定する範囲に属する者の うち当該申出者が指定するもの(第十二項及び第二十八条の四において「政治団体閲覧事項取扱 者」という。)以外の者にその閲覧事項を取り扱わせてはならない。
- 7 政党その他の政治団体である申出者は、利用目的を達成するために当該申出者以外の法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条から第二十八条の四までにおいて同じ。)に閲覧事項を取り扱わせることが必要な場合には、第一項の申出をする際に、当該法人についての次に掲げる事項を明らかにして、その旨をその市町村の選挙管理委員会に申し出ることができる。
 - 一 法人の名称、代表者又は管理人の氏名及び主たる事務所の所在地
 - 二 法人に閲覧事項を取り扱わせる事由
 - 三 法人の役職員又は構成員のうち、閲覧事項を取り扱う者の範囲
 - 四 法人の閲覧事項の管理の方法
 - 五 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項
- 8 前項の規定による申出を受けた市町村の選挙管理委員会は、当該申出に相当な理由があると認めるときは、その申出を承認するものとする。この場合において、当該承認を受けた申出者は、第六項の規定にかかわらず、当該承認に係る法人(第十項から第十二項まで及び第二十八条の四において「承認法人」という。)にその閲覧事項を取り扱わせることができる。

- 9 前項の規定による承認を受けた政党その他の政治団体に対する第一項の規定の適用については、 同項の表の下欄中「構成員」とあるのは、「構成員(第十項に規定する承認法人閲覧事項取扱者を 含む。)」とする。
- 10 承認法人は、第七項第三号に掲げる範囲に属する者のうち当該承認法人が指定するもの(次項及び第二十八条の四において「承認法人閲覧事項取扱者」という。)以外の者にその閲覧事項を取り扱わせてはならない。
- 1 1 承認法人は、承認法人閲覧事項取扱者による閲覧事項の漏えいの防止その他の閲覧事項の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 12 申出者は、閲覧者、候補者閲覧事項取扱者、政治団体閲覧事項取扱者又は承認法人による閲覧事項の漏えいの防止その他の閲覧事項の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(政治又は選挙に関する調査研究を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧)

- 第二十八条の三 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項に定めるもののほか、統計調査、世論調査、 学術研究その他の調査研究で公益性が高いと認められるもののうち政治又は選挙に関するものを実施するために選挙人名簿の抄本を閲覧することが必要である旨の申出があつた場合には、同項に規定する期間を除き、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める者に、当該調査研究を実施するために必要な限度において、選挙人名簿の抄本を閲覧させなければならない。
 - 一 申出者が国又は地方公共団体(以下この条及び次条において「国等」という。)の機関である場合 選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした国等の機関の職員で、当該国等の機関が指定するもの
 - 二 申出者が法人である場合 選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした法人の役職員又は構成員(他の法人と共同して申出をする場合にあつては、当該他の法人の役職員又は構成員を含む。)で、 当該法人が指定するもの
 - 三 申出者が個人である場合 選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした個人又はその指定する者
- 2 前項の申出は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。
 - 一 申出者の氏名及び住所(申出者が国等の機関である場合にあつてはその名称、申出者が法人である場合にあつてはその名称、代表者又は管理人の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - 二 利用目的
 - 三 閲覧者の氏名及び住所(申出者が国等の機関である場合にあつては、その職名及び氏名)
 - 四 閲覧事項を利用して実施する調査研究の成果の取扱い
 - 五 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める事項
 - イ 申出者が法人である場合 閲覧事項の管理の方法及び当該法人の役職員又は構成員のうち、 閲覧事項を取り扱う者の範囲
 - ロ 申出者が個人である場合 閲覧事項の管理の方法
 - 六 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項

- 3 第一項の規定にかかわらず、市町村の選挙管理委員会は、閲覧事項を不当な目的に利用されるおそれがあること、閲覧事項を適切に管理することができないおそれがあることその他同項の申出に係る閲覧を拒むに足りる相当な理由があると認めるときは、当該申出に係る閲覧を拒むことができる。
- 4 法人である申出者は、閲覧者及び第二項第五号イに規定する範囲に属する者のうち当該申出者が 指定するもの(第七項及び次条において「法人閲覧事項取扱者」という。)以外の者にその閲覧事 項を取り扱わせてはならない。
- 5 個人である申出者は、利用目的を達成するために当該申出者及び閲覧者以外の者に閲覧事項を取り扱わせることが必要な場合には、第一項の申出をする際に、その旨並びに閲覧事項を取り扱う者として当該申出者が指定する者の氏名及び住所をその市町村の選挙管理委員会に申し出ることができる。
- 6 前項の規定による申出を受けた市町村の選挙管理委員会は、当該申出に相当な理由があると認めるときは、その申出を承認するものとする。この場合において、当該承認を受けた申出者は、当該申出者が指定した者(当該承認を受けた者に限る。次項及び次条において「個人閲覧事項取扱者」という。)にその閲覧事項を取り扱わせることができる。
- 7 申出者(国等の機関である申出者を除く。)は、閲覧者、法人閲覧事項取扱者又は個人閲覧事項 取扱者による閲覧事項の漏えいの防止その他の閲覧事項の適切な管理のために必要な措置を講じな ければならない。

(選挙人名簿の抄本の閲覧に係る勧告及び命令等)

- 第二十八条の四 申出者、閲覧者、候補者閲覧事項取扱者、政治団体閲覧事項取扱者、承認法人、承認法人閲覧事項取扱者、法人閲覧事項取扱者又は個人閲覧事項取扱者は、本人の事前の同意を得ないで、当該閲覧事項を利用目的以外の目的のために利用し、又は当該閲覧事項に係る申出者、閲覧者、候補者閲覧事項取扱者、政治団体閲覧事項取扱者、承認法人、承認法人閲覧事項取扱者、法人閲覧事項取扱者及び個人閲覧事項取扱者以外の者に提供してはならない。
- 2 市町村の選挙管理委員会は、閲覧者若しくは申出者が偽りその他不正の手段により第二十八条の 二第一項(同条第九項において読み替えて適用される場合を含む。第四項、第七項及び第八項において同じ。)若しくは前条第一項の規定による選挙人名簿の抄本の閲覧をし、若しくはさせた場合 又は申出者、閲覧者、候補者閲覧事項取扱者、政治団体閲覧事項取扱者、承認法人、承認法人閲覧 事項取扱者、法人閲覧事項取扱者若しくは個人閲覧事項取扱者が前項の規定に違反した場合において、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該閲覧事項に係る申出者、当該 閲覧をし、若しくはさせた者又は当該違反行為をした者に対し、当該閲覧事項が利用目的以外の目 的で利用され、又は当該閲覧事項に係る申出者、閲覧者、候補者閲覧事項取扱者、政治団体閲覧事 項取扱者、承認法人、承認法人閲覧事項取扱者、法人閲覧事項取扱者及び個人閲覧事項取扱者以外 の者に提供されないようにするための措置を講ずることを勧告することができる。

- 3 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置を講じなかつた場合において、個人の権利利益が不当に侵害されるおそれがあると認めるときは、その者に対し、その勧告に係る措置を講ずることを命ずることができる。
- 4 市町村の選挙管理委員会は、前二項の規定にかかわらず、閲覧者若しくは申出者が偽りその他不正の手段により第二十八条の二第一項若しくは前条第一項の規定による選挙人名簿の抄本の閲覧をし、若しくはさせた場合又は申出者、閲覧者、候補者閲覧事項取扱者、政治団体閲覧事項取扱者、承認法人、承認法人閲覧事項取扱者、法人閲覧事項取扱者若しくは個人閲覧事項取扱者が第一項の規定に違反した場合において、個人の権利利益が不当に侵害されることを防止するため特に措置を講ずる必要があると認めるときは、当該閲覧事項に係る申出者、当該閲覧をし、若しくはさせた者又は当該違反行為をした者に対し、当該閲覧事項が利用目的以外の目的で利用され、又は当該閲覧事項に係る申出者、閲覧者、候補者閲覧事項取扱者、政治団体閲覧事項取扱者、承認法人、承認法人閲覧事項取扱者、法人閲覧事項取扱者及び個人閲覧事項取扱者以外の者に提供されないようにするための措置を講ずることを命ずることができる。
- 5 市町村の選挙管理委員会は、第二十八条の二からこの条までの規定の施行に必要な限度において、 申出者に対し、必要な報告をさせることができる。
- 6 前各項の規定は、申出者が国等の機関である場合には、適用しない。
- 7 市町村の選挙管理委員会は、その定めるところにより、毎年少なくとも一回、第二十八条の二第 一項及び前条第一項の申出に係る選挙人名簿の抄本の閲覧(総務省令で定めるものを除く。)の状 況について、申出者の氏名(申出者が国等の機関である場合にあつてはその名称、申出者が法人で ある場合にあつてはその名称及び代表者又は管理人の氏名)及び利用目的の概要その他総務省令で 定める事項を公表するものとする。
- 8 市町村の選挙管理委員会は、第二十八条の二第一項又は前条第一項の規定により閲覧させる場合を除いては、選挙人名簿の抄本を閲覧させてはならない。

(通報及び調査の請求)

- 第二十九条 市町村長及び市町村の選挙管理委員会は、選挙人の住所の有無その他選挙資格の確認に 関し、その有している資料について相互に通報しなければならない。
- 2 選挙人は、選挙人名簿に脱漏、誤載又は誤記があると認めるときは、市町村の選挙管理委員会に選挙人名簿の修正に関し、調査の請求をすることができる。

(選挙人名簿の再調製)

- 第三十条 天災事変その他の事故に因り必要があるときは、市町村の選挙管理委員会は、更に選挙人 名簿を調製しなければならない。
- 2 前項の選挙人名簿の調製、縦覧及び確定に関する期日及び期間その他その調製について必要な事項は、政令で定める。

第10条第1項関係

公職選挙法(昭和25年法律第100号)

(選挙人名簿又は在外選挙人名簿の登録と投票)

第四十二条 選挙人名簿又は在外選挙人名簿に登録されていない者は、投票をすることができない。 ただし、選挙人名簿に登録されるべき旨の決定書又は確定判決書を所持し、選挙の当日投票所に至 る者があるときは、投票管理者は、その者に投票をさせなければならない。

第16条第2項関係

川口市情報公開条例(平成12年条例第49号)

(公文書の公開義務)

- 第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。
 - (1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定又は法的拘束力のある指示により公にすることができないとされている情報
 - (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する 国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定 独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の 公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をい う。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定 する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号) 第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)で ある場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当 該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分並びに当該公務員等の氏名に係る部分であ って公にしても当該公務員等の個人の権利利益を害するおそれがないと認められるもの
 - (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
 - ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - イ 任意に提供された情報であって、提供者の承諾なく公にすることにより、提供者との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの

- (4) 公にすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を来すおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (5) 市及び国等(国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人をいう。以下 同じ。)の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることに より、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間 の混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれが あるもの
- (6) 市又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げる おそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を来すおそれが あるもの
 - ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は 違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位 を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を来すおそれ
- (7) 市と国等との間における協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、公にすることにより、国等との協力関係又は信頼関係を不当に損なうおそれがあるもの